

男女共同参画KOTOプラン 2026  
～誰もが自分らしく生きるために～  
(案)

令和8年3月  
江 東 区



# はじめに

区長挨拶掲載予定

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
	1 計画策定の趣旨	1
	2 江東区を取り巻く動き	1
	3 計画の性格	4
	4 計画の期間	5
	5 計画の基本理念	5
<b>第2章</b>	<b>計画の内容</b>	<b>6</b>
	1 計画の体系	6
	2 計画の見方	8
	3 計画の展開	9
	目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります	9
	目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します	21
	目標Ⅲ 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します	34
	目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します	44
<b>第3章</b>	<b>計画の推進について</b>	<b>59</b>
	1 推進体制	59
	2 計画の進行管理	59

# 目次

資料編	60
1 江東区の状況	60
2 江東区男女共同参画に関する意識実態調査	65
3 評価指標及び目標値	76
4 計画策定の経過	77
5 江東区男女共同参画審議会	79
6 関連法や条例等	81



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

区では、男女共同参画社会<sup>1</sup>の実現を目指し、社会情勢や状況の変化に応じて、これまで第7次までの男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。令和7（2025）年7月には、多様性を認め合う社会の実現を目指し、「江東区男女共同参画条例」を一部改正し、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行し、すべての区民が互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合う江東区の実現を目指し、施策を推進しています。

本計画は、「男女共同参画KOTOプラン2021（第7次男女共同参画行動計画）」（以下「第7次行動計画」という。）の具体的な行動期間が終了することから、第7次行動計画で掲げた基本理念を踏襲し、関係する法制度や社会の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

## 2 江東区を取り巻く動き

### （1）国の動向

近年、国においては、ジェンダー<sup>2</sup>平等の実現に向けた取組が加速しています。SDGs<sup>3</sup>（持続可能な開発目標）の達成に向け、ジェンダー平等は重要な柱とされており、令和12（2030）年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

また、日本のジェンダーギャップ指数は依然として低水準にあり、148か国中118位にとどまっています。特に政治・経済分野での女性参画の遅れが大きく影響しており、G7諸国の中でも最下位という状況が課題とされています。

令和2（2020）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和7（2025）年には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が公表されました。

これらの計画では、女性の活躍促進を加速させるため、地域づくり、魅力的な職場づくり、意思決定層への女性参画、性暴力<sup>4</sup>防止、国際協調などを柱に、総合的な施策が展開されています。さらに、令和5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）」が成立し、多様な性に関する国民の理解を深めることが国の重要な施策として位置付けられました。

<sup>1</sup> 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。

<sup>2</sup> 性別役割分担意識等に見られる、社会的・文化的に形成された性別に対する考え方。生物学的な性別を意味するセックスに対する言葉。

<sup>3</sup> Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12（2030）年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

<sup>4</sup> ドメスティック・バイオレンス、不同意性交等、不同意いせつ、こどもへの性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等の、性に基づく暴力行為を指す。刑法においては、暴行や脅迫、または相手の同意のない性的行為が処罰の対象とされており、これらに該当する行為を含む。本人が望まない性的な意味合いを持つ一切の行為が性暴力に該当し、性的な画像を見せる行為や、言葉による性的な嫌がらせなども含まれる。

また、令和7（2025）年6月に「独立行政法人男女共同参画機構法」等が成立し、これにより「独立行政法人国立女性教育会館」は令和8（2026）年4月より、その機能を強化・拡充したうえで、「独立行政法人男女共同参画機構」として再編・再出発する予定です。ナショナルセンター<sup>5</sup>としての役割を担うことで、地方公共団体との連携強化が図られます。これに伴い、地方自治体には男女共同参画センターの機能強化や体制整備が求められています。

さらに、令和7（2025）年6月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の延長を含む、労働施策総合推進法等の一部改正法が成立・公布されました。本改正により、女性活躍推進法の有効期限が10年間延長されるとともに、常時雇用する労働者101人以上の事業主に対し、男女間賃金差異および女性管理職比率の公表が義務付けられました。また、女性活躍の推進にあたっては、女性の健康上の特性に配慮することが新たに規定されています。

こうした制度的整備を背景に、現在、「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けた議論では、目指すべき社会像として以下の4点が掲げられています。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

これらの方向性は、女性活躍推進法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV<sup>6</sup>防止法）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）などの法制度の改正・整備と連動し、制度面からも支えられています。

## （2）東京都の動向

都では、令和4（2022）年に「東京都男女平等参画推進総合計画」を改定し、女性活躍推進法やDV防止法に基づく複数の計画を統合的に推進しています。都が掲げる「未来の東京」戦略では、「女性が自らの希望に応じた生き方を選択し、自分らしく輝いている東京」の実現を目指し、政策の3本柱として「意思決定への参画促進」「働き方改革」「暴力の根絶」を位置づけています。

---

<sup>5</sup> 特定分野において国が中核的役割を担わせる機関・組織を指す用語であり、政策推進、研究開発、人材育成、地方自治体との連携支援などを通じて、全国的な基盤整備を担う。

<sup>6</sup> 夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

性的指向・性自認に関する施策として、令和5（2023）年に「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、差別の解消、相談支援の充実、理解促進を通じて「インクルーシブシティ東京」の実現を目指しています。これは、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を都政に反映させたものであり、性的マイノリティを含むすべての人が安心して暮らせる社会づくりを進めています。

令和4（2022）年には、性的マイノリティの方々がパートナー関係を公的に宣誓できる制度である、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を開始し、医療・住宅などの日常生活の様々な場面での手続きの円滑化や社会的理解の促進に取り組んでいます。

令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定し、住居支援、就労支援、心身ケアなどの包括的支援体制の整備を進めています。

令和7（2025）年には、女性活躍推進法の改正や男女共同参画機構法の制定を踏まえ、数値目標の拡充や第三者機関による進捗管理など、施策の実効性が強化されています。さらに、東京ウィメンズプラザの機能強化により、広域的な相談支援や情報提供、ネットワーク形成を進めるとともに、STEM分野<sup>8</sup>の女性参画支援や配偶者暴力対策の切れ目ない支援体制も整備されています。施策成果の周知や都民意見の反映を図る仕組みづくりを通じ、広報と住民参加の強化が図られています。

また、令和7（2025）年12月に成立した「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」では、事業者に対し、女性の採用・登用促進、働きやすい職場環境整備、ハラスメント防止などの取組を求めるとともに、都が企業支援や情報提供を行うことで、雇用・就業分野における女性活躍を総合的に後押ししています。



### ～多様な性自認及び性的指向の人々の表現について～

今日、多様な性自認及び性的指向の人々については、「性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）」や「LGBT」で表現することが一般的です。その他の表現としては、「SOGI（ソジ・ソギ）」や「LGBTQ」、「LGBTQIA」、「LGBTs」、「LGBT+」など多くの表現があります。「性的マイノリティ」については、「マイノリティ（少数者）」という表現が、差別的と捉える考え方もあります。「LGBT」については、多様な性自認及び性的指向の代表的な4つのセクシュアリティ<sup>9</sup>の頭文字で表現されています。「LGBT」だけでこれらのカテゴリーに限定しない多様な性自認及び性的指向のあり方を表しているとの解釈もありますが、本計画においては、多様性をより明確にするため「等」を加え「LGBT等」と表現することとします。

7 「包摂的」「すべてを包み込む」という意味で、障害の有無や性別、国籍、年齢などにかかわらず、誰も排除されない社会や仕組みを目指す理念。

8 科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）の4分野を指す。

9 性の概念の一つで、セックス、ジェンダーの枠組みだけでは捉えきれない広範な性のあり方。性欲、性行動、性意識といった性にかかわる現象、行動、傾向などを総称する言葉。Lがレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、Gがゲイ（Gay 男性同性愛者）、Bがバイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）、Tがトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）

### (3) 江東区の動き

区では、令和7（2025）年に策定した第二期長期計画（後期）において、「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」を重点施策とし、以下の4つの方針を掲げています。

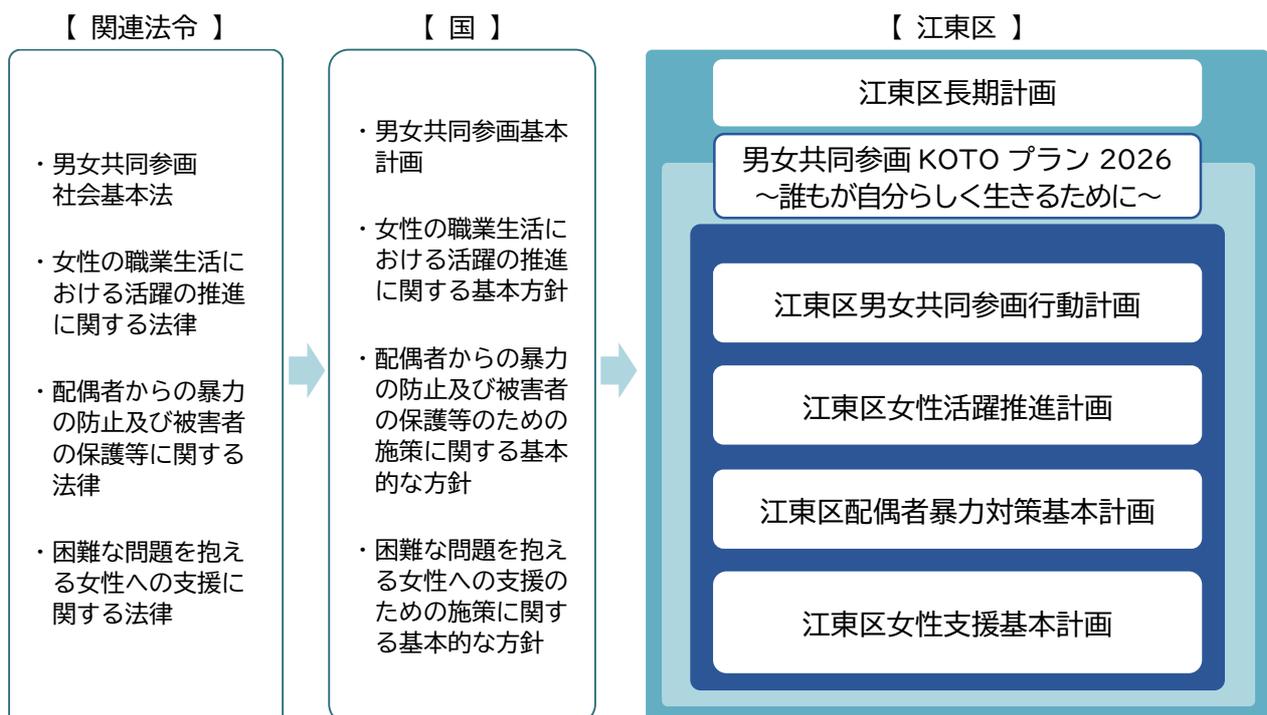
- ・人権と多様性を尊重する意識の醸成
- ・男女共同参画の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・異性に対するあらゆる暴力の根絶

これらの方針は、区民一人ひとりが自分らしく生きることができる社会の形成を目指すものであり、国・都の政策とも連動しています。令和7（2025）年7月には、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」を施行し性別、価値観、生き方などの違いを認め合う社会の実現を目指し、区・区民・事業者が協力して取り組むこととしています。

DV防止に関しては、啓発講座や広報活動を展開するとともに、「女性のなやみとDVホットライン」や法律相談などの支援窓口を設置し取り組んでいます。令和7年には「困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」を立ち上げ、関係機関との連携を強化しています。また、令和7（2025）年7月には「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始し、婚姻関係にないパートナーやその家族が安心して暮らせる環境づくりに向けて、性の多様性への理解促進を図っています。

## 3 計画の性格

「江東区長期計画（後期）」の分野別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」第8条第1項に規定する行動計画、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する推進計画、「DV防止法」第2条の3第3項に規定する基本計画、「女性支援新法」第8条第3項に基づく基本計画を包含します。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。このうち、「男女共同参画KOTOプラン2026」においては、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を具体的な行動期間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて取組を見直すこととします。

計画期間



## 5 計画の基本理念

第7次行動計画の理念を引き継ぎ、「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」とします。

一人ひとりがお互いに、性別、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、その人の個性が尊重され、すべての人が自分らしく、平等に安心して暮らすことができる社会の実現を図ります。

### 基本理念

多様性を認め合い、  
安心して暮らせる社会を目指す

- 目標Ⅰ** 男女平等<sup>10</sup>の意識づくりと多様性への理解促進を図ります
- 目標Ⅱ** 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します
- 目標Ⅲ** 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します
- 目標Ⅳ** 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します

<sup>10</sup> 本計画における「男女平等」とは、日本国憲法第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」にあるような法律の下での平等を指す。

# 第2章 計画の内容

## 1 計画の体系

基本理念

目標

施策の方向

多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す

目標Ⅰ

男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

目標Ⅱ

様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

目標Ⅲ

一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します

目標Ⅳ

人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します

江東区男女共同参画行動計画

1 男女共同参画の意識づくり

2 男女平等教育の推進

3 多様性の尊重と生涯を通じた心とからだの健康支援

4 家庭・地域での男女共同参画の推進

5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

6 男女共同参画の推進体制の充実

江東区女性活躍推進計画

7 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識づくり

8 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた仕組みづくり

9 多様な働き方を可能とする職場での男女共同参画の推進

江東区配偶者暴力対策基本計画

10 DVの防止と被害者の支援

11 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

江東区女性支援基本計画

12 困難な状況におかれている女性への支援

## 施策

1	男女共同参画の意識啓発の推進	10 ページ
2	家庭における男女平等教育の推進	13 ページ
3	保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	13 ページ
4	性の多様性に対する理解の促進と環境づくり	17 ページ
5	心とからだの健康支援	18 ページ
6	家庭における固定的な性別役割分担意識の解消	22 ページ
7	地域活動における男女共同参画の推進	24 ページ
8	男女共同参画の視点にたった地域づくりの推進	25 ページ
9	区の審議会等への女性の参画推進	27 ページ
10	男女共同参画推進センター機能の充実	29 ページ
11	庁内における男女共同参画の推進	31 ページ
12	男女共同参画推進体制の充実	33 ページ

13	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の推進	34 ページ
14	仕事と育児の両立支援	37 ページ
15	仕事と介護の両立支援	39 ページ
16	事業者のワーク・ライフ・バランスの推進の働きかけ	40 ページ
17	職場の男女共同参画に関する情報の提供	42 ページ
18	継続的な就業支援	42 ページ

19	暴力を許さない地域づくり	45 ページ
20	相談窓口の充実と安全の確保	45 ページ
21	自立に向けた支援	48 ページ
22	関係機関との連携	49 ページ
23	性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援	51 ページ
24	虐待の早期発見・救済	53 ページ

25	相談支援体制の強化	56 ページ
26	民間団体との協働による支援	58 ページ

## 目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

### 施策の方向1 男女共同参画の意識づくり

#### 【現状】

- 令和6年度に実施された意識実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家で働くべきである」といった固定的性別役割分担意識に対して「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は63.7%に達し、否定的な考え方がわかります。特に男性の間でその意識の変化が顕著であり、「反対か」といえば賛成」と回答した割合は前回調査から11.9ポイント減少しています。
- その一方で、性別役割分担観に賛成と思う理由は「育児・介護・家事と両立しながら妻が働くのは大変」が66.5%、「妻が家庭を守る方が、子どもの成長などに良い」が57.9%と依然として固定的性別役割分担意識が根強く、加えて「男女が平等だと思う区民の割合」の指標は前回に比べて低くなっています。

#### 【課題】

- 男女共同参画に対する意識づくりにおいては、今後も継続的に固定的意識を解消するための取組を推進していく必要があります。特に男女間の認識ギャップがみられており、認識の差を埋めるための取組が必要です。
- 区民がより男女平等を実感できるような施策や情報提供の充実が求められています。

#### 【現状】

施策の方向における現状について記載しています。アンケート調査の結果については、一部の設問内容を分かりやすくするため、表現を一部変更して記載しています。

#### 【課題】

施策の方向における主な課題点について記載しています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
男女が平等だと思う区民の割合	14.4%	14.0%	40%

#### 【評価指標】

取組を推進するにあたり、施策の目的がどの程度達成されているかを測定するための指標です。

#### 【方向性】

本施策において実施する取組の方向性について記載しています。

### 施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

区民の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発や、学習機会を充実させます。情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

#### 1 男女共同参画に関する情報提供の推進

広報紙やホームページ等を通じて、固定的な性別役割分担意識の払拭を図り、男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。

	主な取組	実施主体
1	広報紙の発行	人権
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権

#### 【主な取組内容】

本施策において実施する主な取組の内容について記載しています。

### 3 計画の展開

## 目標 I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります

### 施策の方向 1 男女共同参画の意識づくり

#### 【現状】

- 令和6年度に実施された意識実態調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識に対して「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は63.7%に達し、否定的な考え方が広まりつつあることがわかります。特に男性の間でその意識の変化が顕著であり、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は令和元年度の調査結果から11.9ポイント減少しています。
- その一方で、性別役割分業観に賛成と思う理由は「育児・介護・家事と両立しながら妻が働くのは大変」が66.5%、「妻が家庭を守る方が、こどもの成長などに良い」が57.9%と依然として固定的な性別役割分担意識<sup>11</sup>が根強く、加えて「男女が平等だと思ふ区民の割合」の指標は前回に比べて低くなっています。

#### 【課題】

- 男女共同参画に対する意識づくりにおいては、今後も継続的に固定的な性別役割分担意識を解消するための取組を推進していく必要があります。特に、男女の平等感については、男女間の認識ギャップがみられており、認識の差を埋めるための啓発活動が必要です。
- 区民がより男女平等を実感できるような施策や情報提供の充実が求められています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
男女が平等だと思ふ区民の割合	14.4%	14.0%	40%

<sup>11</sup> 男性・女性という性別を理由に、役割を固定的に分けること。例えば、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、社会的・文化的につくられてきた固定的な性別役割分業観に沿って、男性・女性の役割を決めている例が見られる。

## 施策1 男女共同参画の意識啓発の推進

区民の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を通じた広報・啓発や、学習機会を充実させます。情報発信にあたっては、わかりやすさに配慮し、広く理解が得られるよう努めます。

### 1 男女共同参画に関する情報提供の推進

広報紙やホームページ等を通じて、固定的な性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等や男女共同参画の意義を伝える情報を提供します。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権推進課
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権推進課

### 2 男女共同参画学習事業の推進

男女平等や男女共同参画への理解を深め、家庭や地域で男女共同参画を実践する上で役立つ講座等を実施します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画学習事業	人権推進課

～ジェンダーギャップ指数～

「ジェンダーギャップ指数 (Gender Gap Index)」とは、世界経済フォーラム (WEF) ※が毎年発表する政治・経済・教育・健康の4分野における男女間の格差を数値化した国際的な指標です。

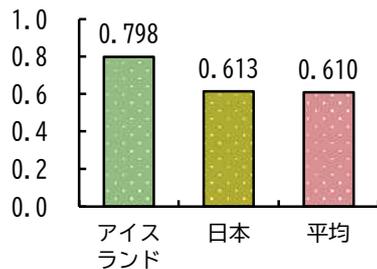
令和7年の報告では、日本は148か国中118位と依然として低い水準であり、G7諸国の中でも最下位にとどまっています。教育と健康の値は世界トップクラスにもかかわらず、政治・経済分野では女性議員や閣僚の割合が低く、意思決定層への女性参画が進んでいないことや、女性の管理職比率の低さや賃金格差が大きいことなどが課題であり、構造的な改善が求められています。



※世界経済フォーラム (WEF) とは、世界の政治・経済・学術・市民社会のリーダーが集まり、国際的課題の解決に向けて対話と協力を行う非営利の国際機関です。

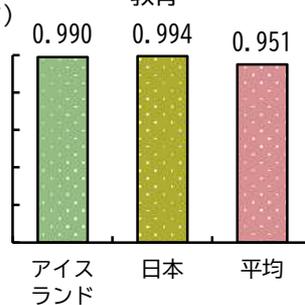
アイスランド (0.926) 1位/148か国      日本 (0.666) 118位/148か国      平均 (0.688)

(スコア) 経済参画



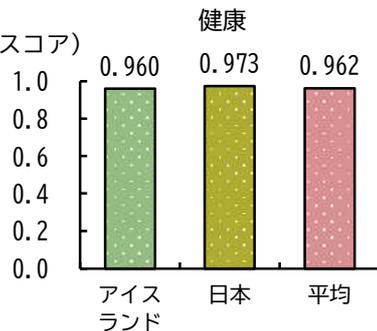
- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・指定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従業者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

(スコア) 教育



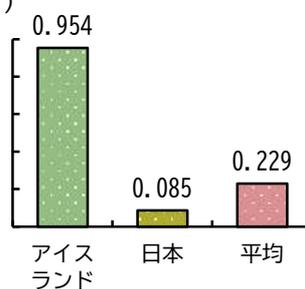
- ・識字率の男女比
- ・初等教育修学率の男女比
- ・中等教育修学率の男女比
- ・高等教育修学率の男女比

(スコア) 健康



- ・出生時性比
- ・健康寿命の男女比

(スコア) 政治参画



- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政政府の長の在任年数の男女比

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

※世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 (2025)」より作成

※日本の数値がカウントされていない項目は斜体で記載

※分野別の順位：経済 (112位)、教育 (66位)、健康 (50位)、政治 (125位)

## 施策の方向2 男女平等教育の推進

### 【現状】

- 令和6年度に実施された意識実態調査によると、学校教育において男女の地位が平等であると感じている区民の割合は49.2%と、令和元年度の調査結果から増加傾向にあります。
- 一方で、「男性優遇」と感じている割合は、女性が19.8%、男性が11.4%と、女性の方が8.4ポイント高くなっており、男女間で認識に差があることが明らかになっています。
- 男女平等教育において重要なことは、「学習指導・生活指導・進路指導の場で、男女の別なく能力や個性を生かせるようにすること」が65.0%と最も高く、「学校生活で児童・生徒の男女による役割分担をなくすこと」が37.8%、「ジェンダーに関する研修などを通じて教師自身の意識と行動を変えること」が34.3%、「こどもの成長と発育に応じた性教育の実施」が33.3%となっています。

### 【課題】

- 学校教育における男女平等の意識は高まりつつあるものの、さらなる教育の充実が求められます。特に、女性の方が「男性優遇」と感じる傾向が高いことから、依然として男女間に認識の差が存在しており、教育現場における男女共同参画の推進や意識啓発の取組が必要です。
- また、教師自身のジェンダー意識の改革、年齢に応じた性教育の充実など、より実効性の高い男女平等教育の推進が課題とされています。
- 今後も、こどもの頃から性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに向け、家庭・保育所・幼稚園・学校といった各段階で男女平等教育を継続的に推進していくことが重要です。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	45.9%	49.2%	70%

## 施策2 家庭における男女平等教育の推進

こどもたちが、性別にかかわらずお互いを尊重し、個人の能力や個性に合った生き方を選択できるよう、幼少期から保護者等を通じて、男女平等や男女共同参画の考え方に触れる機会をつくります。

### 1 保護者への学習機会の提供

講座・講演会など学習機会の提供を通じて、保護者等がこどもに男女平等や男女共同参画について教えることを支援します。

	主な取組	担当課
1	家庭教育講演会	地域教育課
2	地区家庭教育学級	地域教育課
3	幼児の親の家庭教育学級	地域教育課
4	小・中学生の親の家庭教育学級	地域教育課
5	年長児の親の家庭教育学級	地域教育課
6	男女共同参画学習事業	人権推進課

### 2 保護者への男女共同参画の視点にたった教育相談の推進

家庭における教育の悩み・問題を受け止め、男女平等や男女共同参画の視点に配慮しながら、解決に導く場の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	ワンストップ型教育相談窓口	教育センター

## 施策3 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

こどもたちが多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・学校生活の場において、男女平等や男女共同参画の考え方を学び、実感できるよう、教職員や保育士の意識を高め、学習・生活・進路指導等に活かします。

## 1 男女平等に関する研修の実施

教職員・保育士が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修の実施に努めます。

	主な取組	担当課
1	保育担当者研修	保育政策課
2	幼稚園・小・中学校教員研修	指導室

## 2 男女平等観を育む学習や指導の実施

子どもたちが学習・生活面において男女平等観を育むことを支援するため、適切な学習内容や指導方法による実施に努めます。

	主な取組	担当課
1	男女平等の視点にたった各教科等の指導の実施	指導室
2	学校生活における固定的な性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し	指導室
3	個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供	指導室 図書館 男女共同参画推進センター

## 3 男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施

子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、進路や職業を選択できるよう、指導を実施します。

	主な取組	担当課
1	各種研修会等での啓発	指導室
2	学校における出前講座	人権推進課

## 4 男女平等の視点にたった教育相談の実施

性別にとらわれず、こどもの個性をより望ましい方向に伸ばすため、スクールカウンセラー<sup>12</sup>等が指導助言を行います。

	主な取組	担当課
1	スクールカウンセラーによる教育相談	教育支援課
2	スクールソーシャルワーカー <sup>13</sup> の活用	教育支援課

### ～学校出前講座～

次世代を担う若者達に男女共同参画の理念を伝えることを目的に、区立学校において男女共同参画学習講座の出前講座を実施しています。

#### 生徒向け

- ①性の多様性を考える、LGBT等の理解促進
- ②デートDV（交際相手からの暴力）防止啓発
- ③自分らしさを大切にす進路選択

#### 教員向け

- ①性の多様性を考える、LGBT等の理解促進
- ②デートDV（交際相手からの暴力）防止啓発
- ③可能性を伸ばす進路選択のために
- ④こどもの性を尊重するために



出前講座

令和7年度 江東区事務部人権推進課 主催事業【実施期間：2025年4月～2026年3月】

### 江東区立中学校向け 出前講座

これまで区内17校で実施

年度内1校につき1回 無料 学校にて実施

江東区は、「一人ひとりがお互いに、性別、年齢、国籍、言語、生活など様々な違いを認め合い、その人の個性が尊重され、すべての人が自分らしく、平等に暮らすことができる社会」の実現を目指しています。本講座は、次世代を担う若者達に男女共同参画の理念を伝えることを目的に実施しており、生徒一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画の意識向上に努めます。

#### 生徒向け

- ① 性の多様性を考える、LGBT等の理解促進**  
性別関係やジェンダー・アイデンティティは両方目では分かりません。ひとり1人が持つ様々な「ちがひ」を名称・尊重できる人になるための学びを促します。LGBT等の存在を知り、誰もが安心して過ごせる学校について考えます。
- ② デートDV（交際相手からの暴力）防止啓発**  
女性の約4人に1人、男性の約3人に1人は交際相手から暴力（デートDV）を受けた経験があると報告されています（※1）。暴力を恐るわれない人ばかりではないことを知り、人と人との関係を築いていくことを学びます。
- ③ 自分らしさを大切にす進路選択**  
大学及び専門学校に占める女子学生の割合が高いIT業・理系、男子学生の割合が高い工学・農林学等（※2）。興味・関心によって希望の職種（アソシエイト・パイプ）があり、進路選択に役立ちます。性別にとらわれず、生徒自身の個性や能力で未来を築く大切さを学びます。

#### 教職員向け

- ① 性の多様性を考える、LGBT等の理解促進**  
LGBT等への理解を深め、生徒たちが学校生活で過ごしやすい環境や、カミングアウトへの対応、教育相談でできること等について学びます。
- ② デートDV（交際相手からの暴力）防止啓発**  
デートDVの被害を学び、理解を深めることで生徒自身の被害を減らすことができます。生徒への被害に際し保護するべきことを学びます。
- ③ 可能性を伸ばす進路選択のために**  
性別にとらわれず、どんな進路も選択できる幅広い可能性を育む教育を目指し、職業・進路に関する講座（※3）の開催についてお伝えします。
- ④ こどもの性を尊重するために**  
性別を「教えにくい」ものと認識せず、性に関する知識不足を補うことで、必要年齢・発達段階に合った適切な指導を行うことが重要です。生徒の不安や悩みに対し、適切な対応を講ずることで、生徒の学びの場をより安全なものにします。

申込方法などの詳細は裏面をご確認ください

【令和7年度】区立中学校出前講座チラシ

<sup>12</sup> 臨床心理士など児童・生徒の心理に関して高度な知識・経験を有する者。心の専門家として、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言を行う。  
<sup>13</sup> 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

### 施策の方向3 多様性の尊重と生涯を通じた心とからだの健康支援

#### 【現状】

- 男女が生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送るためには、性別に応じた健康課題への理解が必要です。
- 特に女性の思春期・妊娠出産期・更年期・老年期といったライフステージ<sup>14</sup>ごとに異なる健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また健やかで充実した毎日を送ることができるよう女性の健康に関する知識の向上や社会的理解が求められています。
- 一方、男性は生活習慣病のリスクが高いことや、女性特有の健康課題と認識されやすい更年期障害が見られるほか、根強い固定的役割分担意識などから自殺やひきこもりといった社会的孤立の問題も存在します。さらに、性的指向・性自認に関して違和感を覚える人は、固定的な性別役割意識や偏見などを背景に、複合的な生きづらさを経験する場合があります。また、複合的な生きづらさを経験する場合があります。

#### 【課題】

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>15</sup>に関する社会的認知の向上と、性と生殖に関する正しい知識の普及が必要です。女性のライフステージに応じた健康支援を強化するとともに、男女がお互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、情報を共有できる教育機会の拡充が求められます。
- また、雇用環境の改善を含めた構造的課題へのアプローチや、医療・福祉・教育分野での多様性に配慮した施策が必要です。
- すべての人が暮らしやすい社会づくりに向け、性の多様性を尊重する意識の醸成と、誰もが安心して過ごせる環境づくりが、今後の課題です。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思う区民の割合	46.3%	44.8%	80%

<sup>14</sup> 人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活史上の各段階（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等）のこと。

<sup>15</sup> 人々が安全で満足できる性生活をおくり、こどもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由を有すること、さらに人々が生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利を有すること。

## 施策4 性の多様性に対する理解の促進と環境づくり

性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観や生き方などの様々な違いに理解のある社会を促進するため、当事者や家族など周囲の人への情報提供や相談対応に加え、生涯学習や学校教育等の学習機会、区報等による情報提供などを通じて、区民のセクシュアリティに対する理解を深めます。

### 1 LGBT等についての意識啓発

LGBT等に関する情報提供や学習機会を通じ、セクシュアリティについての理解を促進し、差別や偏見の解消に努めます。

	主な取組	担当課
1	講座・講演会の開催	人権推進課
2	学校における出前講座	人権推進課
3	LGBT等について理解促進のための啓発	人権推進課

### 2 様々な性を尊重する教育の実施

学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。

	主な取組	担当課
1	学校における性教育の推進	指導室
2	学校におけるLGBT等に関する教育の推進	指導室

### 3 LGBT等への支援

性的指向や性自認によらず、その当事者や家族が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

	主な取組	担当課
1	江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用（新規）	人権推進課

## 施策5 心とからだの健康支援

ライフステージごとに変化する心身の状態に応じて健康を支援するため、健康相談やがん検診等を継続して実施します。また、妊娠・出産・産後期における母子の安全と健康管理を支援します。さらに、性別にかかわらず、家庭、地域、職場など日常生活において、生涯を通じた健康維持・増進活動を支援するとともに、心の健康づくりを推進します。

### 1 包括的な健康支援のための体制・環境整備

女性特有の健康課題や、年代に応じた健康管理を支援するため、健康相談やがん検診等を推進します。

	主な取組	担当課
1	健康相談事業	各保健相談所
2	乳がん検診	健康推進課
3	子宮頸がん検診	健康推進課
4	生活習慣病予防健診	各保健相談所
5	男女共同参画学習事業	人権推進課
6	生理用品無料提供システムの設置（新規）	生活応援課

### 2 妊娠・出産期・産後ケアにおける健康支援の推進

妊娠・出産期における心身の健康を支援するため、健康診査等を推進します。

	主な取組	担当課
1	妊産婦健康診査	保健予防課
2	妊婦歯科健診	保健予防課
3	ゆりかご面接（妊婦を対象とする面接）	各保健相談所
4	妊婦訪問指導	各保健相談所
5	母親栄養相談事業	各保健相談所
6	新生児・産婦訪問指導	各保健相談所
7	乳幼児健診	各保健相談所
8	両親学級・育児学級・育児相談等	各保健相談所
9	産後ケア事業	保健予防課

### 3 心の健康づくりの推進

区民の心の健康づくりを支援し、自殺予防対策を推進します。

	主な取組	担当課
1	精神保健相談	各保健相談所
2	子育て相談・心の発達相談	各保健相談所
3	ゲートキーパー <sup>16</sup> 研修	保健予防課

#### ～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）～

SRHR（Sexual and Reproductive Health and Rights）は、すべての人が自らの意思で性や生殖に関する選択を行い、健康で安全な生活を送る権利を保障する考え方です。

- ・安全な妊娠・出産の環境整備
- ・避妊や中絶に関する情報と医療へのアクセス
- ・性教育の充実
- ・性的マイノリティを含むすべての人の健康権の尊重

国の第6次男女共同参画基本計画では、SRHRが初めて明記され、権利ベースの視点が強化され、SRHRの保障や医療アクセス改善、包括的性教育<sup>17</sup>の推進を重点施策として、誰もが安心して医療を受けられる環境整備を進めています。

#### ～フェムテック～

フェムテック（FemTech）は、女性の健康課題をテクノロジーで解決する製品・サービスの総称です。月経管理アプリ、妊活支援、骨盤底筋トレーニング機器などが含まれます。

経済産業省はフェムテックを「女性の健康課題を可視化し、社会的・経済的損失を減らす手段」と位置づけ、導入支援事業を展開しています。

第6次男女共同参画基本計画でも、フェムテックの利活用促進と産業支援が盛り込まれており、国は女性の健康課題を社会全体で解決するための基盤整備を進めています。



骨盤底筋トレーニング機器

<sup>16</sup> 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

<sup>17</sup> 性や生殖の知識だけでなく、人権・ジェンダー平等・性の多様性・人間関係などを含めて、こどもや若者が生涯にわたり健康で幸福に生きる力を育む教育のこと。

## ～プレコンセプションケア～

プレコンセプションケアとは、女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組であり、若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うことです。栄養バランスの取れた食事や適度な運動、生活習慣の見直し、感染症予防、さらにはメンタルヘルスの安定により、より質の高い生活を実現することにつながります。また、男女を問わず、将来の妊娠のための適切な健康管理は次世代の子どもたちを健康にするために大切なことです。将来の妊娠・出産を希望しない方でも、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分や相手を守るためにも必要なことといえます。プレコンセプションケアは、満ち足りた自分（well-being）の実現につながるヘルスケアとして注目されています。

国の第6次男女共同参画基本計画では「生涯を通じた男女の健康への支援」の一環として、妊娠前からの健康管理や啓発を推進する方針が示されており、プレコンセプションケアの重要性が政策的にも位置づけられています。



## 目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します

### 施策の方向4 家庭・地域での男女共同参画の推進

#### 【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、「共働きでも家事や育児のほとんどを女性が担っている」と感じる女性が78.5%と高く、不平等感が根強く残っています。また、性別役割分業観では「育児・介護・家事と両立しながら妻が働き続けることは大変」とする回答が66.5%と高く、「妻が家庭を守る方がこどもの成長に良い」との考えも男性で66.7%と顕著です。これらから男性の家庭生活への参加に対する意識の変革が求められています。
- 地域活動における男女の地位の平等感に関して「男性優遇」と感じている区民が39.3%、「平等になっている」と回答した区民が27.5%となっており、依然として性別による地位格差の認識が存在しています。特に女性では「男性優遇」と感じる割合が45.7%と、男性(29.9%)よりも15.8ポイント高く、女性が地域活動の中でリーダーシップを発揮しにくい環境が考えられます。
- また、災害対策に関する意識では、「女性、子ども、障害者及び要介護者等が安心・安全に過ごせる避難所・一時滞在施設づくり」が52.8%で最も高く、「男女のニーズの違いに配慮した計画等の作成」(47.1%)、「女性の意見を反映した避難所整備」(40.8%)が続いています。特に女性では、安心できる避難所づくりへの関心が高く(60.3%)、性別による意識の差が顕著です。

#### 【課題】

- 無意識の思い込みにより、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の長時間労働などをもたらしており、男性も女性も固定観念にとらわれずに、家庭や地域に積極的にかかわるよう、意識を変えていく啓発が必要です。
- 女性がリーダーシップを発揮しにくい背景には、性別役割意識や組織運営上の慣行などが影響している可能性があり、男女間の公平性に対する理解を深め、相互の意識差を埋める取組が必要です。
- また、地域活動の参加を促進するには、時間帯や場所の柔軟な設定、広報の充実、関心を持てる内容の工夫など、実践的な支援が求められます。性別ごとのニーズを把握したうえで、参加への動機づけにつながるアプローチを検討することが効果的です。
- 災害時は、女性や子ども・脆弱な状況にある人々が受ける影響が大きく、性別や属性による影響やニーズの違いを的確に捉え、安心・安全に過ごせる空間の確保や体制の整備と、計画策定段階からの多様な視点の反映が今後の課題となっています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域社会で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	29.3%	27.5%	50%

## 施策6 家庭における固定的な性別役割分担意識の解消

男女がともに家事や子育て、介護などを分担し、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、学習機会を通じて、子育てや介護に関する知識や技術の習得を支援します。

### 1 男性を対象とする情報提供、相談の充実

男性の長時間労働・転勤等を当然視する労働慣行や主たる働き手であるべきという無意識の思い込みの払拭、育児<sup>18</sup>・介護休業<sup>19</sup>の取得を促進するための啓発、男性の悩みへの支援を充実させます。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権推進課
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権推進課
3	男性のなやみとDV電話相談	生活応援課

<sup>18</sup> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者が申し出を行うことによって原則として、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。(一定の範囲の期間雇用者も対象となる。)一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。

<sup>19</sup> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者が申し出を行うことによって要介護状態にある家族(配偶者、父母、子、配偶者の父母及び厚生労働省令で定める者)一人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、93日の通算期間まで介護休業が認められている。

## 2 男性に対する家事・育児・介護への参画促進

男性が家事・育児・介護に積極的にかかわれるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。

	主な取組	担当課
1	両親学級	各保健相談所
2	家庭教育講演会	地域教育課
3	父親向けプログラム	養育支援課
4	児童館行事への父親の参加促進	こども家庭支援課
5	高齢者家族介護教室	地域ケア推進課
6	男女共同参画学習講座	人権推進課

### ～男性向け学習講座～

区では、男性が家庭や子育てに積極的にかかわることを応援するため、様々な学習講座を開催しています。

#### パパのハッピー子育て講座（絵本・遊び・寝かしつけ）

赤ちゃんの抱っこの仕方やイヤイヤ期の対応、絵本の読み聞かせやこどもとの遊び方、寝かしつけのポイントなど、育児の基礎を学びながらパパたち同士で交流できる講座です。

#### 男性のためのワークショップ

「男はこうあるべき」といった日常会話で感じる生きづらさや偏った性別役割分担意識をジェンダー視点で学ぶ講座と、家庭料理の基本から片付けまでを男性同士交流しながら学ぶ料理教室の全2回講座です。

#### 男性育休応援セミナー

育休制度の活用法や職場への伝え方、家族の信頼関係が高まる育休中の過ごし方などを学ぶ講座です。



パパのハッピー子育て講座



変わりたい男たちへ！自分らしさを考える  
男性学&絶品家庭料理教室

## 施策7 地域活動における男女共同参画の推進

身近な暮らしの場である地域の活動に、性別や年代にかかわらず多様な人が参画できるよう、情報提供やきっかけづくり、参画しやすい環境を整えます。また、意識や行動改革を促すための学習機会の充実や女性リーダーの育成を図ります。

### 1 地域活動参加のきっかけづくり

地域活動に参加するきっかけとして、情報提供や学習・交流の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画学習事業	人権推進課
2	老人クラブ	長寿応援課
3	地域活動団体支援	文化観光課
4	一時保育/派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター

### 2 地域活動を担う女性リーダーの育成

地域活動を担う女性のリーダーを育成します。

	主な取組	担当課
1	パルカレッジ（男女共同参画に関する連続学習講座）	人権推進課

## 施策8 男女共同参画の視点にたった地域づくりの推進

区民参加のワークショップ<sup>20</sup>や行政の計画づくりの過程において、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の参画を推進します。

### 1 男女共同参画の視点を活かす仕組みづくり

男女共同参画の視点にたったまちづくりを推進します。

	主な取組	担当課
1	ユニバーサルデザインまちづくり <sup>21</sup> ワークショップの開催	都市計画課
2	バリアフリー <sup>22</sup> トイレの整備（新規）	河川公園課

### 2 防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画を推進し、避難所運営や備蓄物資の配備など防災対策を推進します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	防災計画課
2	避難所運営・防災訓練などへの女性の参画促進	防災計画課
3	女性や子育て家庭のニーズに配慮した備蓄物資の拡充（新規）	防災計画課

<sup>20</sup> 参加者がグループによる自発的な討論や作業を行いながら、学びや創造、問題解決を目指す手法。

<sup>21</sup> 「年齢・性別・国籍・能力などの違いを尊重しつつ、誰もが使いやすく安全で安心な環境をつくるため、住民と事業者及び自治体が協働で進めるまちづくり」のこと。

<sup>22</sup> 高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという考え方。

## ～江東区女性職員による政策提言～



区では、令和6年度、7年度に女性職員による政策提案プロジェクト「プロジェクト・スマイル」を実施し、女性ならではの視点を行政に取り入れ、区民の誰もが安心して暮らせる環境を整える取組を行いました。

### 【 防災備蓄の見直しと充実 】

能登半島地震での被災地の状況や、避難所開設運営訓練での取り組み結果等を踏まえ、女性の視点も積極的に取り入れて、避難所での生活に必要な物資を見直し、新たに「抱っこひも」「ベビーベッド」「折り畳みベッド」「置き型ブザー」「緊急速報装置」「生理用ショーツ」「ランタン」などを備蓄しました。

### 【 快適性を考慮した公園整備 】

女性の視点を活かし日差しの強い季節でも安心して過ごせるよう、日よけ施設の設置や、バリアフリートイレ整備にあわせて、着替え台（フィッティングボード）を設置することにより、安心して過ごせる居心地のよい公園整備を進めます。



公園に日よけ施設を設置

### 【 生理用品の無料提供 】

同プロジェクトのワークショップの中で、「女性特有の健康課題による社会生活への支障」や「女性特有の健康課題に対する職場の理解が乏しい」という課題が判明しました。

そのような課題に向き合うため、区では公共施設に生理用品を常備し、無料提供を開始し、女性特有の健康課題と向き合う姿勢を目に見える形でサポートし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。



公共施設で生理用品を無料提供

## 施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

### 【現状】

- 審議会や委員会などの政策決定の場における女性委員の参画率向上に取り組み、女性の視点や意見を政策に反映させることを目指していますが、依然として区の審議会等への女性の参画率は3割程度にとどまっています。
- 令和6年度の意識実態調査によると、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」と回答した区民は44.7%で最も多く、次いで「男女半々になるくらいまで増える方がよい」が38.1%となっており、政策決定の場への女性の参画に対する肯定的な意識が広がっています。

### 【課題】

- 国においては、政策や方針決定の過程に参画する女性の割合の向上を目標に掲げており、引き続き女性の参画しやすい環境づくりを区としてもすすめていくことが必要です。
- 女性の参画を促進することで、多様な視点を取り入れた政策形成が可能となり、持続可能な社会の実現につながります。
- 女性が政策や方針決定の過程に十分に参画できていない背景には、男性優位の組織運営体制や、家事・育児・介護の女性への偏りなど、固定的な性別役割分担意識があると考えられます。こうした構造的・意識的な障壁を取り除くためには、制度面・意識面双方から具体的な施策を講じることが求められます。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区の審議会等への女性の参画率	30.0%	30.5%	40%

## 施策9 区の審議会等への女性の参画推進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、区の審議会等において女性の積極的な登用を図ります。

### 1 審議会等への女性の参画推進

区の審議会等における男女別の参画状況調査を実施し公表するとともに、女性を積極的に登用することを各所管に働きかけます。

	主な取組	担当課
1	庁内各所管課への働きかけ	人権推進課
2	審議会等における男女別の参画状況調査の実施	人権推進課

## 施策の方向6 男女共同参画の推進体制の充実

### 【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、男女共同参画に関する区の施策の認知度は、「女性のなやみとDVホットライン」(16.3%)が最も高く、性別で見ると、全項目で女性の方が男性よりも認知度が高くなっています。
- 男女共同参画推進センターである「パルシティ江東」について、「施設があることを知らない」と回答した区民は65.7%に達し、特に男性では77.3%と、女性よりも18.7ポイント高い結果となっています。

### 【課題】

- 施策の認知度が低い状況を改善するためには、区民や事業者が関心を持ち、アクセスしやすい魅力的なホームページづくりや、SNSを活用した直接的な情報発信の工夫が求められます。
- また、「パルシティ江東」のような施策推進拠点の存在自体が十分に知られていない現状を踏まえ、施設の役割や意義を丁寧に発信し、利用促進につなげる広報戦略が必要です。
- 区の管理職における女性の割合が低下しているため、組織内の意識改革が必要です。
- 今後も男女共同参画推進センターを中心に、多様な広報媒体と施策を連動させることで、区民の理解と参画を広げる取組が求められます。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画推進センターの認知度	27.7%	27.0%	50%
区の管理職における女性の割合	15.2%	14.2%	30%以上

## 施策 10 男女共同参画推進センター機能の充実

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点である男女共同参画推進センターの機能として、意識啓発や学習の場の提供、団体の支援、区民との協働・交流の場のさらなる充実を図り、地域全体での参画促進に努めます。

### 1 男女共同参画事業への参加支援の充実

就学前のこどもがいる人も気軽に参加できるよう、一時保育の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	一時保育/派遣一時保育の実施	男女共同参画推進センター
2	保育ボランティアの育成	男女共同参画推進センター

### 2 男女共同参画を推進する団体への支援

男女共同参画の意識を持って地域で活動できる人材・団体を支援します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画活動団体登録	男女共同参画推進センター

### 3 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画の推進に役立つ情報を収集、発信します。

	主な取組	担当課
1	広報紙の発行	人権推進課
2	ホームページ等による情報提供・啓発	人権推進課
3	図書・資料の収集・提供	男女共同参画推進センター

## 4 区民との協働・交流の充実

男女共同参画社会を推進するための拠点として、区民との協働・交流の場の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画フォーラム (学習団体の発表・交流を図るためのイベント)	人権推進課
2	パルシティまつり (男女共同参画推進センターの登録団体によるイベント)	男女共同参画推進センター



パルシティ江東

### ～パルシティ江東～

パルシティ江東は、「江東区男女共同参画推進センター」の愛称で、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮していく男女共同参画社会を実現するための活動、交流、協働拠点施設です。

施設貸出をはじめ、情報資料室運営、男女共同参画に関する講座やイベントを開催しています。

#### 【主な施設・サービス】

##### ○ 講座・イベントの開催

江東区パルカレッジ、男女共同参画フォーラムをはじめ、年間 30 以上の男女共同参画学習講座を開催。ワーク・ライフ・バランス推進啓発、女性のキャリア・起業支援、父親向けの子育て講座、性教育、LGBT 等理解促進など多様なテーマで実施しています。

##### ○ 調理室・レクホール・会議室などの貸出

各種グループ・サークルの自主活動などに利用可能。電動椅子付きのレクホールも完備。

##### ○ その他

LGBT 等相談や利用者を対象とした一時保育、女性学やワーク・ライフ・バランス等に関する参考図書の出しや行政資料の閲覧などができる情報資料室などを開設しています。

所在地：江東区扇橋3丁目22番2号

開館時間：午前9時～午後10時(窓口受付は午後9時まで)

休館日：毎月第2・4月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始(12月29日～1月3日)



さくらんぼ保育室



情報資料室

## 施策 11 庁内における男女共同参画の推進

区が率先して庁内における男女共同参画を推進することにより、モデル事業所としての役割を果たしていきます。また、人事戦略プランに基づき男女共同参画に対する職員の意識向上や管理・監督者における女性参画を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

### 1 男女共同参画に対する職員の意識の向上

職員を対象に、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。

	主な取組	担当課
1	職員研修の充実	職員課
2	職員報による意識啓発	広報広聴課
3	職員意識の把握	職員課
4	広報紙の発行	人権推進課

### 2 庁内の昇任制度における男女共同参画の推進

女性の管理・監督職を増やし、庁内の意思決定過程における男女共同参画を進めます。

	主な取組	担当課
1	管理職等試験対策講座の充実	職員課

### 3 男女がともに働きやすい職場づくりの推進

女性・男性がともに働きやすい職場づくりに向けた取組の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	「職場におけるハラスメント基本方針」の周知・徹底	職員課
2	育児・介護休業制度取得の促進	職員課
3	ハラスメントの相談の実施	職員課
4	子育て支援や女性活躍に関する江東区特定事業主行動計画 <sup>23</sup> の推進	職員課
5	職場のコンプライアンス <sup>24</sup> 意識の醸成（新規）	総務課

<sup>23</sup> 「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）及び「女性活躍推進法」（平成 28 年）に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員の仕事と子育ての両立を支援する環境を職場全体で整備するために一体的に策定する行動計画を指す。

<sup>24</sup> 区では、「江東区コンプライアンス基本方針」において、コンプライアンスを「法令等の遵守や高い倫理観に基づき正しく行動することはもとより、社会的要請や区民の期待に応えていくこと」と定義している。

## 施策 12 男女共同参画推進体制の充実

学識経験者・団体代表者・公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会の開催や、庁内においては、関係部署との連携を図り、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を定期的に把握しながら、男女共同参画に関する施策を着実に実行していきます。

### 1 男女共同参画施策の推進

関係部署と連携し、男女共同参画推進行動計画における施策の進捗状況を把握するとともに、男女共同参画を推進します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画推進行政会議の運営	人権推進課
2	男女共同参画行動計画進捗状況調査の実施	人権推進課
3	区民アンケートの実施	企画課
4	区政世論調査の実施	広報広聴課
5	男女共同参画に関する意識実態調査の実施	人権推進課

### 2 江東区男女共同参画審議会の運営

学識経験者・団体代表者・公募区民で構成する江東区男女共同参画審議会において、男女共同参画や女性活躍の推進について協議します。

	主な取組	担当課
1	男女共同参画審議会の運営	人権推進課

## 目標Ⅲ 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します

### 施策の方向7 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識づくり

#### 【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、ワーク・ライフ・バランスについて「仕事」と「家庭生活」と「仕事や家庭生活以外」のすべてのバランスをとりたい」が4割強（41.2%）で最も高くなっています。
- 職場における性別差別について、「昇進・昇格の機会」（20.6%）、「仕事内容」（16.5%）、「賃金・待遇」（16.1%）に差別を感じていると回答しており、特に女性は昇進・昇格における不平等を強く認識しています。

#### 【課題】

- 多様な価値観に基づいた働き方や生き方に対する理解を促進する必要があります。
- 職場における性別による意識の偏りや差別感を是正するため、意識改革が課題となっています。
- 制度整備だけでなく、個人の意識や職場文化に働きかける啓発活動の充実が求められています。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することができていると答えた区民の割合	53.4%	49.2%	80%

### 施策13 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の推進

自分自身の働き方を見直す機会を持てるよう、ワーク・ライフ・バランスについて広報・啓発していきます。

#### 1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報・学習機会の提供

各種講座や講演会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意識改革や制度の活用などについて紹介するなど、区民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるような情報提供を進めます。

	主な取組	担当課
1	講座・講演会の実施	人権推進課

## 施策の方向8 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた仕組みづくり

### 【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、育児休業・介護休業等の利用状況において、取得経験が比較的多い制度は「育児休業」(31.4%)、「子の看護休暇」(16.0%)、「育児のための短時間勤務」(15.1%)である一方、取得したことがない制度は、「介護休業」(90.5%)、「介護のための短時間勤務」(89.7%)、「介護休暇」(88.3%)となっています。
- 制度を利用しやすくするために必要な要素としては、「職場に利用しやすい雰囲気があること」(57.5%)が最も多く、次いで「上司や同僚などの理解・協力」(51.9%)、「休業中の賃金や手当などの経済的支援」(43.2%)、「復帰後の仕事の保障」(33.9%)が挙げられています。特に「復帰後の仕事が保障されること」に関しては、女性が37.6%と、男性(29.1%)よりも高く、女性の方が職場復帰への不安や関心を強く持っている傾向がうかがえます。
- 事業所による育児・介護への支援として、「育児期間中の残業免除」が67.2%、「始業・終業時刻の変更」が63.7%と高い実施割合を示しており、介護期間中についても類似の支援が50%以上実施されています。また、従業員規模が大きいほど支援策実施率が高まる傾向にあります。

### 【課題】

- 育児関連制度と比べて介護制度の利用率の向上は、少子高齢化が進む社会において課題です。制度の内容だけでなく、認知度向上や利用のしやすさを支える環境づくりが求められます。
- また、制度利用の障壁として挙げられる「職場の雰囲気」や「人間関係への配慮」は、制度の運用だけでは十分に解消されない場合もあるため、職場の意識改革などにより、就業環境を改善することで、性別にかかわらず暮らしやすい多様な幸せ(well-being<sup>25</sup>)の実現につながります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
家庭生活上で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	28.9	30%	50%

<sup>25</sup> 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、個人が幸福や生きがいを感じながら持続的に豊かに暮らせること。

～男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being)～

第6次男女共同参画基本計画では、「well-being=多様な幸せ」の実現が中心な理念として掲げられています。これは、単なる経済的自立や就業支援にとどまらず、心身の健康、安心できる生活環境、自己決定の尊重、社会的つながりなどを含む、包括的な幸福のあり方を指します。



## 施策 14 仕事と育児の両立支援

共働き・共育での実現に向け、仕事と育児の両立を支援するため、多様なニーズに対応した保育サービスの提供、ひとり親家庭への支援を行うとともに、子育てに関する相談や情報提供を通じて、子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

### 1 多様な子育てサービスの充実

保育等子育てに関するサービスの充実を図り、子育てと仕事の両立や様々な活動に積極的に参加できるよう支援体制を整備します。

	主な取組	担当課
1	保育所の整備	保育政策課
2	病児・病後児保育事業	保育支援課
3	緊急一時保育事業	保育支援課
4	認可外保育施設保護者負担軽減事業	保育支援課
5	私立学童クラブ運営助成	地域教育課
6	私立保育所の運営助成	保育支援課
7	家庭福祉員への運営助成	保育支援課
8	認証保育所への運営助成	保育支援課
9	ファミリー・サポート事業の充実 (協力・利用会員同士による育児援助活動)	こども家庭支援課
10	非定型一時保育の実施	保育支援課
11	放課後こどもプラン事業(新規)	地域教育課
12	乳児等通園支援事業(新規)	保育政策課 保育支援課 学務課
13	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)(新規)	こども家庭支援課

## 2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、様々な取組を実施します。

	主な取組	担当課
1	母子及び父子相談	生活応援課
2	母子生活支援施設	生活応援課
3	高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金 (区が対象とした資格取得に対する援助)	生活応援課
4	自立支援教育訓練給付金	生活応援課
5	養育費確保支援事業(新規)	生活応援課

## 3 子育てに関する相談・講座の実施

相談や各種講座を実施し、子育ての悩みや不安を軽減します。

	主な取組	担当課
1	子育てに関する相談事業	養育支援課
2	子育てに関する各種講座の実施	養育支援課

### ～共働き・共育ての実現～

こども家庭庁が推進する「共働き・共育て」は、子育て世帯が安心して働き、育てることができる社会の実現を目指す政策です。少子化対策の柱として、令和7年度から段階的に制度が強化されています。

この取組は「こども基本法」に基づき策定された「こども大綱」にも位置づけられており、すべてのこどもが健やかに成長し、安心して学び・育つことができる社会の構築を目指しています。「こども未来戦略」では少子化対策の柱として、子育て支援金や出生後休業支援給付など子育て家庭の経済的不安の軽減、男女がともに育児に参画できるよう柔軟な働き方ができる環境整備、地域や社会全体でこどもを支える仕組みづくりなどが掲げられています。

## ～「共育プロジェクト」～

厚生労働省では共働き・共育での推進のため、一人で「家事・育児」や「仕事」を担ういわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指し、「共育プロジェクト」を推進しています。

男性の育児休業取得促進事業「イクメンプロジェクト」の後継事業として、令和7年度より事業を開始しています。

### 施策 15 仕事と介護の両立支援

介護を理由に働きたい人が離職することや就職をためらうことなく、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担感や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

#### 1 家族介護者への支援の実施

家族の介護を行う人の負担を軽減し、家庭生活、仕事等を両立できる環境を整えます。

	主な取組	担当課
1	高齢者家族介護教室	地域ケア推進課
2	生活支援型ショートステイ事業 (要介護・要支援認定を受けていない高齢者の一時預かり)	長寿応援課
3	シルバーステイ事業 (介護を必要とする高齢者の一時預かり)	長寿応援課
4	有償家事援助サービス	福祉課 (江東区社会福祉協議会)
5	介護保険に関する相談支援	介護保険課
6	緊急一時保護の実施	障害者支援課
7	ミドルステイ事業(心身障害者の一時保護)	障害者支援課
8	江東区重症心身障害児(者)等在宅介護者支援事業	障害者支援課

## 施策 16 事業者のワーク・ライフ・バランスの推進の働きかけ

ライフステージに応じて性別にかかわらず能力を発揮でき、働きやすい職場づくりに向け、区内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスのメリットや多様な働き方などについて意識啓発を行います。

### 1 多様な働き方や価値観についての理解の促進

多様な働き方や仕事と健康課題の両立支援などについて情報提供するなど、理解促進を図ります。

	主な取組	担当課
1	企業への情報提供	人権推進課 経済課
2	ワーク・ライフ・バランス推進事業	人権推進課 経済課
3	育児休業・介護休暇等の取得促進に向けた企業への働きかけ	人権推進課 経済課
4	江東しごとサポートセンターにおけるセミナーの開催	経済課

### ～江東しごとサポートセンター～

江東しごとサポートセンターは、江東区で働きたい方の就職支援と、区内中小企業の人材確保・育成支援を目的に設置された施設です。令和7年4月により幅広い層が利用しやすくなるように「こうとう若者・女性しごとセンター」から名称変更しました。

さらに、キャリア相談や職業紹介、セミナー・講座の開催を通じて、若者からシニアまで多様な世代の就労を後押ししています。企業向けには採用支援や人材育成プログラムの提供も行い、地域の雇用環境を改善する拠点としての役割と、江東区の産業や地域社会と連携しながら、「働きたい人」と「人材を求める企業」をつなぐ役割を担っています。

どこからでも相談できる  
**オンラインカウンセリング**

江東しごとサポートセンターでは、企業や事業主が幅広い分野で求めている人材に、オンラインカウンセリングを行っています。仕事に関する相談について、お電話にカウンセリングが受けられるほか、オンラインサービスです。

就職・転職の悩み  
職業選択相談

業界・職種研究  
自己分析面接対策

職業書類添削

就職活動や転職活動をしている方、もしくは就職活動を考えている方へ、就職に関する支援者資料をトータルサポートしています。

TEL: 03-5838-5180 <https://kcho-shigoto.jp/>

自分ひとりで悩まずに  
江東しごとサポートセンター

就職も転職も江東区で  
**おしごと探しをサポート!**

江東区で働きたい方を対象に、どこまでもお電話ですべてのサービスが受けられます。

利用者の声

- 「お電話で相談して、自分に合った仕事が見つかりました。ありがとうございます。」
- 「面接の準備や書類の添削を助けてもらって、スムーズに就職できました。ありがとうございます。」
- 「転職先が見つからなかったけど、ここで相談したら、新しい仕事が見つかりました。ありがとうございます。」
- 「就職活動の悩みを相談して、自分に合った仕事が見つかりました。ありがとうございます。」

令和7年度版  
**企業向け支援サービス**

●採用支援  
●採用研修・定着支援  
●企業向けセミナー・研修  
●その他の支援

江東しごとサポートセンター

## 施策の方向9 多様な働き方を可能とする職場での男女共同参画の推進

### 【現状】

- 令和6年度の意識実態調査によると、職場における男女平等感については、以前に比べて平等だと感じる傾向が広がっているものの、「昇進・昇格の機会」や「賃金・待遇の面」で依然として差があると感じる女性が多い現状が明らかになっています。特に、「男性が優遇されている」との認識は女性に顕著であり、職場環境における平等感の改善には依然として課題が残されています。
- 職場における男女差別では、「昇進・昇格の機会に差別がある」が全体で20.6%と最も高く、特に女性は26.1%と男性（15.1%）より11.0ポイント高い結果となっています。また、「仕事の内容に差別がある」（16.5%）や「賃金・待遇の面で差別がある」（16.1%）も指摘されており、男女間における機会や待遇の格差が依然として問題として認識されています。
- 「企業や職場の役員・管理職に女性が少ない」との意識が7割を超える状況から、女性がリーダーとして活躍できる環境整備や意識改革が重要となっています。

### 【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止をきっかけに、在宅勤務や時差勤務等の導入によって多様で柔軟な働き方が広がっています。家族のあり方も多様化する中、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。
- また、職場での性別による不平等の解消も大きな課題です。昇進・昇格を含めたキャリア形成において男女が平等に評価され、職場での性別に基づく不平等をなくし、男女が平等に活躍できる環境を整備することが重要な課題です。
- さらに、育児・介護から復職後の業務に対する不安は特に女性に顕著であり、柔軟な復職支援やキャリア継続に向けた制度整備が求められます。男女問わず誰もが安心して制度を利用できるよう、企業・自治体・社会全体が連携し、心理的・経済的な支援の拡充を図る必要があります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
女性が活躍するための取り組みが進んでいると思う事業所の割合	52.3%	60.7%	80%

## 施策 17 職場の男女共同参画に関する情報の提供

多様な就業形態において女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性のキャリア形成を促進するため、区民や事業者に向けて情報提供を行います。

### 1 職場における男女共同参画の理解促進

区民や事業者に向けて、各種法令における取組等についての情報提供を行い、男女格差の是正に向けた理解促進を図ります。

	主な取組	担当課
1	ホームページ等を通じた情報提供	人権推進課 経済課

### 2 男女がともに働きやすい職場の事例紹介

仕事と育児・介護の両立支援制度や女性の管理職を増やすポジティブ・アクション<sup>26</sup>などの好事例を紹介します。

	主な取組	担当課
1	広報紙等を通じた情報提供	人権推進課

## 施策 18 継続的な就業支援

働く場における女性の活躍を推進するため、子育てや介護などでキャリアを中断した女性の再就職やキャリアアップ、起業など多様な働き方の実現に向けて、ニーズに応じた相談体制を充実し、女性が自ら希望する働き方を支援します。

<sup>26</sup> 過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置のこと。

## 1 女性の再就職支援

出産、子育て、介護等のため、キャリアを断念した女性を対象としたセミナー等の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	再就職準備セミナー	人権推進課 経済課
2	江東しごとサポートセンターにおける就労支援の実施	経済課
3	ハローワークとの共催事業	経済課
4	東京しごとセンターとの連携	人権推進課

## 2 起業の支援

起業を目指す女性に向けた創業支援セミナー等の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	創業支援セミナー、相談、資金融資	人権推進課 経済課

## 3 キャリア形成の支援

働く女性に向けた講座を開催する等、キャリア形成についての知識・情報を提供します。

	主な取組	担当課
1	区内中小企業への情報提供	経済課
2	男女共同参画学習事業	人権推進課
3	区関係所管と民間事業者との情報共有・連携を進める基盤形成	人権推進課 経済課

## 目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します

### 施策の方向10 DVの防止と被害者の支援

#### 【現状】

- 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、特に配偶者間における暴力は、家庭という人目に触れにくい場で発生しやすく、被害者の救済が困難な状況にあります。
- 令和6年度の意識実態調査では、配偶者等からの暴力の被害経験が「精神的暴力」で16.1%と最も高く、「身体的暴力」でも14.2%に上っています。また身体的暴力においては女性は17.9%と、男性よりも9.5ポイント高い結果となっています。
- 配偶者から暴力を受けた際に「相談した」人は32.4%と一定数存在するものの、「相談しなかった（できなかった）」人が59.5%と過半数にのぼり、その理由として「相談しても無駄だと思った」（33.0%）や「相談するほどのことではないと思った」（33.0%）、「相談できる人がいなかった」（31.1%）が挙げられています。なお、「DV相談窓口を知っている区民の割合」については、改善傾向にあります。
- 必要な対策としては、「被害者のための相談を充実させる」（38.6%）が最も高く、次いで「法律による規制や見直しを行う」（36.3%）となっており、性別では「家庭・学校での教育の充実」や「被害者が自立するための支援策の充実」への回答数は女性の方が多い傾向にあります。

#### 【課題】

- 被害者の声を受け止め、相談につながる環境を整備するためには、相談窓口のさらなる周知と、身近に相談できる体制づくりが急務です。
- 特に「相談しても無駄」という意識の背景には、支援の不十分さや制度への不信感がある可能性があり、相談の有効性と安心感を伝える広報・啓発が求められます。
- また、暴力防止に向けた教育は、当事者だけでなく社会全体を対象にすべきであり、幼児期からの教育を含め、暴力を容認しない社会環境の整備が重要です。
- 加害者・被害者・傍観者の誰にもならないための意識づくりを進めるとともに、法的措置や情報発信を通じて、区民一人ひとりの理解と行動を促す必要があります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
DV相談窓口を知っている区民の割合	28.3%	33.1%	70%

## 施策 19 暴力を許さない地域づくり

区民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、地域全体であらゆる暴力の根絶を目指します。また、交際相手からの暴力（デートDV<sup>27</sup>）防止に向け、若年層の意識啓発にも取り組みます。

### 1 区民に対する情報提供・啓発の推進

様々な機会や情報提供の手段を通じて、配偶者や交際相手からの暴力被害が人権侵害であることを周知し、啓発活動を進めます。

	主な取組	担当課
1	広報紙等での情報提供	人権推進課 生活応援課
2	ホームページでの情報提供	人権推進課 生活応援課
3	講座・講演会の実施	人権推進課 生活応援課

### 2 若い世代を対象とした予防教育の実施

デートDVを予防するため、学校・PTAと連携しながら、若い世代のデートDV防止に向けた意識啓発を推進します。

	主な取組	担当課
1	パンフレットの配布などによる意識啓発	生活応援課
2	デートDV防止の出前講座の実施	人権推進課 指導室

## 施策 20 相談窓口の充実と安全の確保

相談から自立まで切れ目ない支援ができるよう、関係各所と連携しながら取り組みます。被害者やその子ども等が問題を抱え込まないよう、相談窓口を充実し周知を図るとともに、被害者等やその子ども等の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制を整備します。また、オンライン対応などにより、相談支援の幅を広げ、安心して支援を受けられる環境づくりを図ります。

<sup>27</sup> 恋人同士で起こる暴力のこと。内閣府男女共同参画局は、デートDVについて「交際相手からの身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などの暴力」として説明。

## 1 配偶者暴力相談支援センター機能の推進

相談から自立まで一貫した支援ができるように、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者支援をさらに推進します。

	主な取組	担当課
1	相談員の専門研修によるスキルアップ	生活応援課

## 2 相談窓口の充実

被害者やその子どもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。

	主な取組	担当課
1	女性相談	生活応援課
2	女性のための法律相談	生活応援課
3	女性のなやみとDVホットライン	生活応援課
4	男性のなやみとDV電話相談	生活応援課
5	LGBT等相談	人権推進課
6	児童虐待相談	養育支援課
7	相談窓口に関する情報提供	人権推進課 生活応援課
8	高齢者、障害者虐待に関する相談、精神保健相談、人権相談	地域ケア推進課 障害者支援課 各保健相談所 人権推進課
9	母子及び父子相談	生活応援課
10	家庭相談	生活応援課

### 3 被害者及びこどもの安全の確保

被害者の緊急一時保護や住民票等の閲覧・交付の制限、区の関係部署、警察等の関係機関との連携などにより、被害者やそのこどもの安全確保を図ります。

	主な取組	担当課
1	子ども、高齢者、障害者、女性、母子の一時保護	養育支援課 地域ケア推進課 障害者支援課 生活応援課
2	住民票等の写しの閲覧・交付の制限	区民課
3	就学、転校時の適切な対応	学務課 指導室

#### ～相談体制の連携～

児童虐待防止推進月間(11月)と女性に対する暴力をなくす運動(11月12日から25日まで)に合わせて、養育支援課と生活応援課が共同で周知啓発活動を行いました。

真っ白なホワイトツリーに、区民の皆さんがオレンジとパープルのリボンを結ぶことで、子どもや女性に対する暴力防止のメッセージを可視化する参加型の取組を行いました。

展示スペースには、リボンの意味や関連施策の紹介パネルも設置されており、立ち寄った方が気軽に学ぶことができます。

オレンジリボン: 児童虐待防止の象徴

パープルリボン: 女性に対する暴力根絶の象徴



## 施策 21 自立に向けた支援

被害者の新たな生活を支援するため、経済的基盤の確立、就労の場の確保、住まいや子どもの養育などの生活基盤の確保など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行う体制を整えます。

### 1 生活支援の充実

被害者がいち早く新たな生活に移行できるように、きめ細かな生活支援を実施していきます。

	主な取組	担当課
1	生活保護の実施	保護第一・第二課
2	生活困窮者自立相談等支援事業	保護第一・第二課
3	母子及び父子福祉資金の貸付	生活応援課

### 2 就労支援の充実

被害者が早期に自立生活を始められるように、各種給付金支給や就労に関する相談やセミナーなどの支援を行います。

	主な取組	担当課
1	自立支援教育訓練給付金	生活応援課
2	高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金	生活応援課
3	東京しごとセンターとの連携	人権推進課
4	就職・起業支援	人権推進課 経済課

## 施策 22 関係機関との連携

あらゆる暴力の根絶に向け、幅広い連携・協力体制を整備し、被害者一人ひとりの状況に応じた実効性のある支援体制を整えます。

### 1 江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の実施

庁内各課の担当者との連絡会議を定期的を開催することにより、情報共有を図るとともに、関係各課、関係機関との連絡調整を行います。また、研修会、講演会、ケース会議も随時実施します。

	主な取組	担当課
1	江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議 (新規)	生活応援課

### 2 関連する支援機関等との連携

警察や東京都の配偶者暴力相談支援センターとの緊密な連携を図り、相談機能やその他の援助機能の支援体制の充実を図っていきます。

	主な取組	担当課
1	関連する支援機関等との連携	生活応援課

## 施策の方向11 性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援

### 【 現 状 】

- DVに加え、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、児童・高齢者・障害者への虐待なども、重大な人権問題として認識されています。また、SNS等の普及により、被害の形態が多様化しています。
- 令和6年度の意識実態調査によると、ハラスメント等の被害経験では「パワーハラスメント」が11.6%、「モラルハラスメント」が10.6%といずれも1割を超えています。性・年齢別に見ると、「パワーハラスメント」は男性50～59歳、「モラルハラスメント」は女性20～29歳、「セクシュアルハラスメント」は女性30～39歳で高い傾向が見られます。
- 相談状況では、「相談した」が44.1%に対し、「相談しなかった(できなかった)」は54.1%と多数を占め、「相談した」うち「解決しなかった」との回答は49.0%に達しています。「相談しなかった」うち「相談しても無駄だと思ったから」が51.7%と最も多く、性別で見ると女性の方が21.7ポイント高くなっています（女性：61.7%、男性：40.0%）。
- 企業・事業所調査では、「就業規則等での禁止の明文化」（73.4%）、「相談窓口の設置」（70.3%）など、ハラスメント防止に向けた取組が7割以上実施されています。
- 一方、「事実確認の困難さ」（49.4%）や「加害者等への理解促進の困難さ」（38.6%）、「プライバシーの保持の難しさ」（35.5%）が対応上の悩みとして挙げられています。

### 【 課 題 】

- 各種ハラスメントの被害経験が一定程度存在する中で、相談の有効性や対応結果に対する不信感が根強く、「相談しても無駄」との認識が障壁となっています。特に女性の方がその傾向が強く、支援体制への信頼性向上が急務です。
- 専門的な相談窓口の周知だけでなく、誰もが安心して相談できるよう、対話を重視した環境整備が必要とされます。
- また、事業所においては制度的対応が進んでいる一方、現場での対応困難も明らかになっており、対応力を高めるための講座や啓発活動の継続が求められます。
- 事実確認の手法の共有や加害者への教育、プライバシー配慮の体制づくりなど、実務に即した支援強化が不可欠です。
- 今後も、区民・事業所・教育機関など多様な主体が連携しながら、ハラスメントを未然に防ぎ、被害者を支える地域社会の形成に向けた取組を進めていく必要があります。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	68.0%	75%	90%

## 施策 23 性暴力、ハラスメントなどの防止と被害者支援

性暴力や様々なハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント等）などを防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発に取り組みます。また、性暴力被害者のための相談にも対応していきます。

### 1 性暴力、ハラスメントなどの防止に向けた啓発

様々な情報媒体や機会を活用して、ハラスメント等の防止に関する講座の実施、相談機関の情報提供など啓発活動の充実に努めます。

	主な取組	担当課
1	広報紙での情報提供	人権推進課 生活応援課
2	ホームページでの情報提供	人権推進課 生活応援課
3	講座・講演会の実施	人権推進課 生活応援課

### 2 性暴力被害者への相談の実施

性暴力被害者に対する相談を実施します。

	主な取組	担当課
1	相談事業の実施	生活応援課

## ～様々なハラスメント～

ハラスメントは職場や学校、家庭などあらゆる場面で発生し得る問題で、具体的には次の例があります。

種類	概要
セクシュアルハラスメント(セクハラ)	性的言動、容姿への侮辱、性的関係の強要など「①対価型:性的関係を強要し、拒否すると不利益を与える②環境型:性的な冗談や言動で職場環境を悪化させる」
妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント(マタハラ・ケアハラ)	妊娠・出産や育児・介護休業の取得に関して不利益取扱いや嫌がらせを行うこと。
パタニティハラスメント(パタハラ)	男性が育児休業や時短勤務などを利用しようとしたり、実際に利用したことを理由に、職場で嫌がらせや不利益な扱いを受けること。
パワーハラスメント(パワハラ)	職場での優越的な関係を背景とした言動により、労働者の就業環境を害する行為。 具体例:身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の尊重の侵害。
カスタマーハラスメント(カスハラ)	顧客や取引先からの著しい迷惑行為。暴言・過度な要求などで労働者の就業環境を害するもの。
就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント(就活セクハラ)	求職者や学生に対する性的言動による人権侵害。採用活動の場で問題視されている。
モラルハラスメント(モラハラ)	言葉や態度、身振り、文書などによって、人の人格や尊厳を傷つけ、精神的な苦痛を与える行為。
ジェンダーハラスメント(ジェンハラ)	性別による固定的役割意識に基づく嫌がらせや差別的言動。



## 施策 24 虐待の早期発見・救済

児童・高齢者・障害者への虐待を防止するため、各種媒体を活用した情報提供や意識啓発、相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保のため早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な支援に努めます。

### 1 児童・高齢者・障害者への虐待防止の啓発

様々な情報媒体や機会を活用するとともに、キャンペーン活動などを通して、啓発活動の充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	広報紙での情報提供	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課
2	ホームページでの情報提供	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課
3	講座・講演会の実施	地域ケア推進課 障害者支援課 養育支援課
4	キャンペーン活動の実施	養育支援課

### 2 児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実

児童・高齢者・障害者への虐待についての相談窓口を充実し、一人ひとりに合わせた柔軟な支援を行います。

	主な取組	担当課
1	こども家庭センター（児童福祉部門）	養育支援課
2	長寿サポートセンター（地域包括支援センター）	地域ケア推進課
3	障害者虐待防止センター	障害者支援課

### 3 職員・相談員等の育成

相談業務のさらなるレベルアップを目指し、職員・相談員等に対して専門研修の実施、充実を図ります。

	主な取組	担当課
1	職員、相談員に対する研修の実施	養育支援課

### 4 関係機関との連携

区内の関係各課、関係機関との連携を強化するとともに、地域ネットワークの強化を図ることによって、児童・高齢者・障害者への虐待の予防、早期発見・救済、支援ができる体制の確立を目指します。

	主な取組	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の実施	養育支援課
2	健診・相談等の事業における予防・早期発見	各保健相談所
3	地域自立支援協議会	障害者施策課
4	長寿サポートセンター等関係機関との連携	地域ケア推進課

## 施策の方向12 困難な状況におかれている女性への支援

### 【 現 状 】

- DVや性暴力、妊娠・出産期の課題など、女性が抱える複雑な問題への支援を目的として、女性相談支援員による相談窓口を設置し、対面・電話による相談体制を整備しています。
- 女性の就業環境においては、出産・育児などによる離職や非正規雇用の割合の高さから、貧困や生きづらさを抱えやすい傾向が指摘されています。
- 困難な状況にある女性が自ら支援にアクセスすることが難しく、相談体制や居場所づくりの重要性が高まっています。また、若年女性や生活困窮者、性暴力被害者など多様な困難を抱える女性が存在しており、支援の入口としての相談事業は一定の機能を果たしているものの、支援体制の整備が十分とは言えません。
- 令和6年度の意識実態調査によると、男女共同参画に関連する複数の用語について認知度を測定しており、「セクシュアルハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」といった用語は8割を超える認知が確認されています。一方で、「女性支援新法」に関する認知度は全体で12.7%にとどまっており、性別で見ると女性が11.2%、男性が15.0%と、認知には差があるものの、いずれも低水準にとどまっています。

### 【 課 題 】

- 相談支援の入口が整いつつある中で、今後はより包括的な支援体制を庁内全体で構築することが求められます。各部署が主体的に連携し、制度の所管部門だけでなく、幅広い関係部署が役割を担うことで、支援対象者に必要な対応を円滑に届ける体制づくりが必要です。
- 困難な問題を抱える女性への支援を目的とした「女性支援新法」は、包括的かつ継続的な支援体制の整備に資する重要な制度ですが、認知度が低いことにより、その趣旨や活用方法が十分に区民に浸透していない状況が課題となっています。
- 「女性の居場所」提供団体との協働をさらに推進し、相談支援機能の質の向上と地域全体での女性支援体制の強化を図ることが重要です。

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
支援調整会議参加団体数	—	0団体	5団体

## 施策 25 相談支援体制の強化

DVや性暴力、妊娠・出産期の課題など、困難な問題を抱える女性への支援に向けて、庁内各部署が主体的に連携し、相談支援体制をより包括的に強化します。「女性支援新法」の趣旨に沿った支援を円滑に提供し、支援の入り口から継続的な対応まで一貫した支援を目指します。

### 1 困難を抱える女性への支援

「女性支援新法」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行います。具体的には、女性が直面するDV、性暴力、妊娠・出産期の課題などに対応する相談支援に女性相談支援員が電話や面談で応じます。また、支援の手が届きにくく、困難な立場にあるヤングケアラー<sup>28</sup>に対し、所管課と連携して面談や相談窓口の周知などの支援をします。

	主な取組	担当課
1	女性相談	生活応援課
2	ヤングケアラーへの支援体制の強化（新規）	養育支援課 生活応援課

### 2 江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の実施

地域における困難な問題を抱える女性等を関係機関、民間団体等で支援します。

	主な取組	担当課
1	江東区困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（新規）	生活応援課

<sup>28</sup> 本来、大人が担うべき家族の介護や世話などを、日常的に行っているこども・若者。

～KOTOティーンズカフェ～ヤングケアラーひろば～

養育支援課が主催する「KOTOティーンズカフェ～ヤングケアラーひろば～」は中学生以上を対象とした居場所づくりです。学校の宿題をしてもいいし、ゲームをしてもスマホを見て過ごしてもいいし、悩みごとを区の専門職員に相談してもいい、そんな場所です。

令和7年度は4回開催し、冬休みに開催された第3回は、お昼ご飯にカレーを作りました。もちろん見ているだけでも、食べなくてもいいのです。

みんなでカレーやデザートを作って、食べ終わったらゲームをして、あっという間に時間が過ぎました。「楽しかった」「次はいつ？」という言葉も聞かれました。



ティーンズカフェの様子

# KOTO

## ティーンズカフェ

～ヤングケアラーひろば～

参加無料  
予約不要

いつでも!

# 12.26

10:00～14:00

対象：中学生以上  
場所：江東区総合区民センター  
7階調理室  
(江東区大島4-5-1)

友達とでも!

学校のこと、お家で困っている人のためのひろばです。相談に来ることも、ゆったり過ごすこともできます。何もない時間を過ごすような、そんな気持ちでぜひ来てください。

今回はみんなでカレーを作ります。もちろん見るだけでも、食べるだけでも、遠慮をしてもOK!

学校の宿題  
工作・ボードゲーム  
好きなことをする

お菓子を食べて  
のんびり過ごす  
(お菓子と飲み物の用意があります)

悩みごとを相談する  
(区の心理士が対応します)  
※秘密厳守

【主催】江東区養育支援課  
【問い合わせ】TEL: 03-3647-4408 Mail: yohogoshien@city.koto.lg.jp

## Are you a YOUNG CARER?

障害や病気のある家族に代わり、家事をしたことがありますか?

日本語がわからない家族のために通訳をしたことがありますか?

幼い子ども、障害や病気のある家族の世話をすることがありますか?  
※本開催をきっかけに、緊急時対応のサポーターで働き始める方もいます。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることの子どものことです。

上記に心当たりがある場合、あなたはヤングケアラーかもしれません。

自分がヤングケアラーかどうか分からない...

そんな気持ちを抱える方の参加をむしろ歓迎します。

ひとりで抱え込まず、相談したいことがある際は気軽に二参加ください。

令和7年度は、年4回開催予定です。

第1回：2/28(木) 15:00～17:00 自由公民館(奥) 第2回：10/28(金) 10:00～14:00 江東区民センター  
第3回：8/16(水) 13:00～15:00 江東区民センター(15F) 第4回：2/26(水) 15:00～18:00 自由公民館

江東区 総合区民センター  
〒135-0077 東京都江東区大島4-5-1

江東線 総合区民センター(有料)  
有線バス 総合区民センター(無料)  
都営地下鉄新大塚駅  
西大島駅 (A4出口)徒歩1分  
JR総武線 亀戸駅(北口)徒歩15分  
都営バス 西大島駅前 下車 徒歩1分

【主催】江東区養育支援課  
【問い合わせ】TEL: 03-3647-4408 Mail: yohogoshien@city.koto.lg.jp

KOTOティーンズカフェのチラシ

## 施策 26 民間団体との協働による支援

地域で安心して過ごせる第三の居場所（サードプレイス<sup>29</sup>）としての「女性の居場所」提供団体との連携をさらに推進し、地域全体で女性を支える仕組みづくりを進めます。多様な主体との協働により、身近で安心できる支援の体制構築を図ります。また、困難な状況にある女性への支援を効果的に進めるためには、地域で活動する民間団体との協働が不可欠です。特に、若年女性への予防的支援や居場所づくり、民間団体の柔軟な支援活動と行政の制度的支援を組み合わせることで、包括的な支援モデルの構築を目指します。

### 1 女性の居場所運営費補助金交付事業の実施

自宅や学校・職場ではない居心地の良い「サードプレイス」を増やし、困難な問題を抱える女性への相談支援体制を強化するため、「女性の居場所」を運営する団体の運営費の一部を補助します。

	主な取組	担当課
1	女性の居場所運営費補助金交付事業（新規）	生活応援課

<sup>29</sup> 自宅、学校・職場とは別に存在する、居心地のいい第三の居場所のこと。

# 第3章 計画の推進について

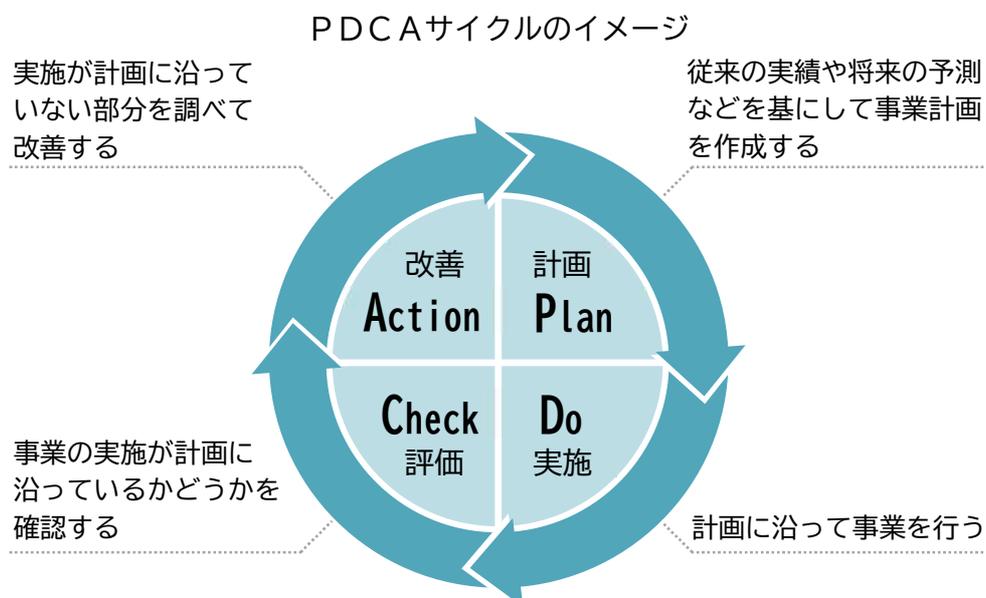
## 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内における男女共同参画の推進と、区民・関係団体との協働による体制を両輪として進めます。区は率先して庁内の意識向上や職場環境の整備を図るとともに、関係部署と連携した江東区男女共同参画推進行政会議の運営や学識経験者・団体代表者・公募区民により構成された江東区男女共同参画審議会の開催を通じて、施策の進捗状況や区民の意識・実態の変化を把握し、施策の実効性を高めていきます。

これらの取組を通じて、区・区民・事業者が協力し、条例に基づく基本理念の実現を目指します。

## 2 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、区では、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）に基づく継続的な計画・実施・評価・改善の仕組みを導入し、男女共同参画及び多様性の尊重に関する施策の着実な推進を図ります。



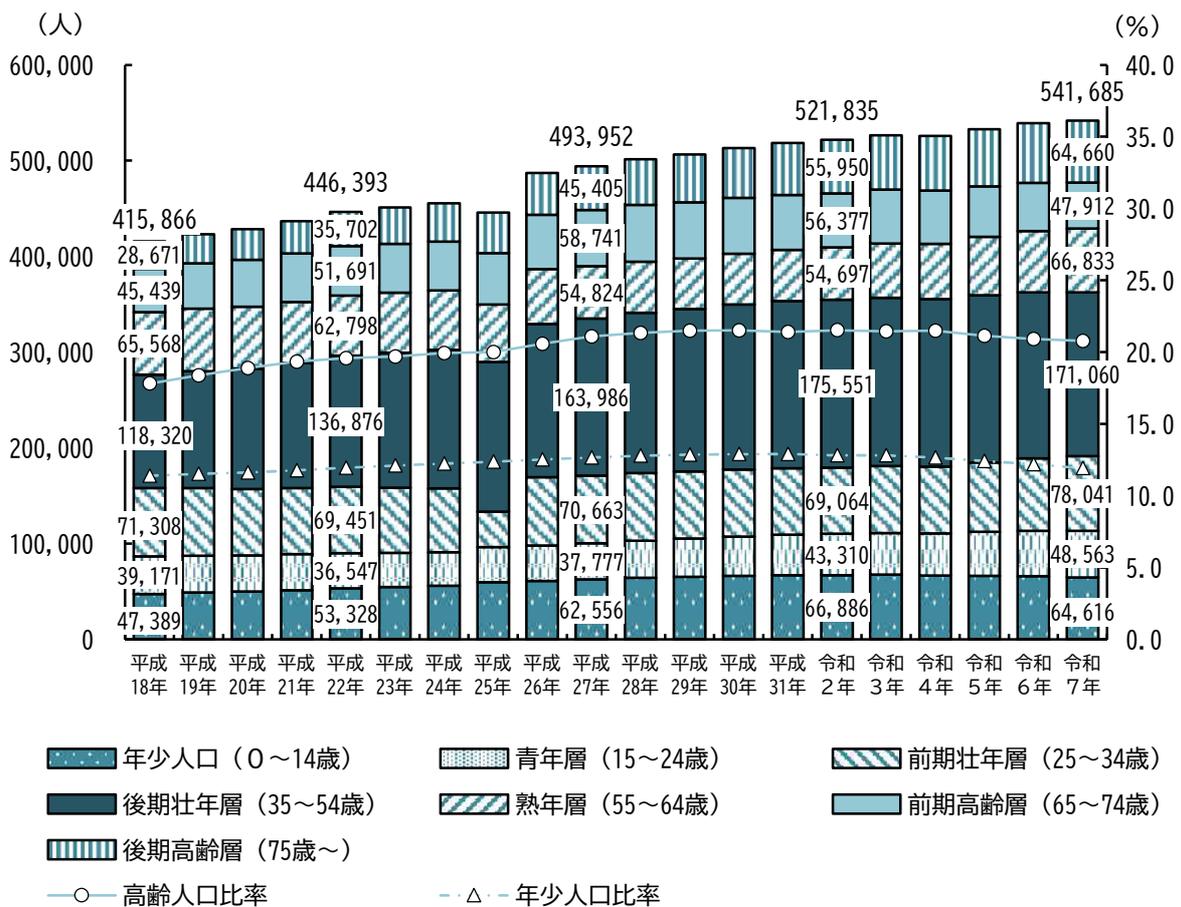
## 1 江東区の状況

### (1) 人口の状況

平成27（2015）年から令和7（2025）年の10年間で47,733人（9.6%）、総人口が増加しています。令和2（2020）年からの5年間では、過去と比べて人口伸び率は緩やかになっているものの、依然として人口増加が続いています。

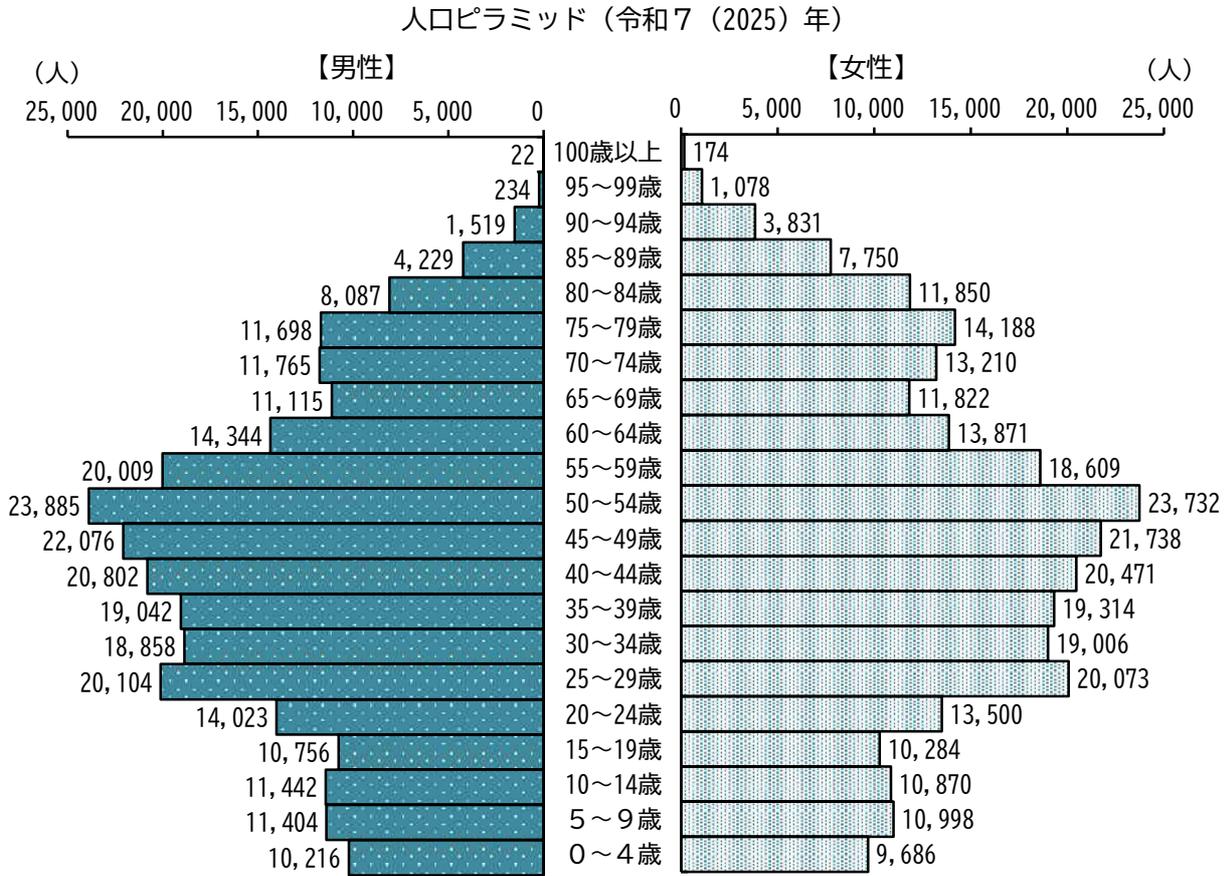
総人口及び人口構成の推移

高齢人口比率	21.08%（平成27年）	21.53%（令和2年）	20.78%（令和7年）
年少人口比率	12.66%（平成27年）	12.82%（令和2年）	11.93%（令和7年）



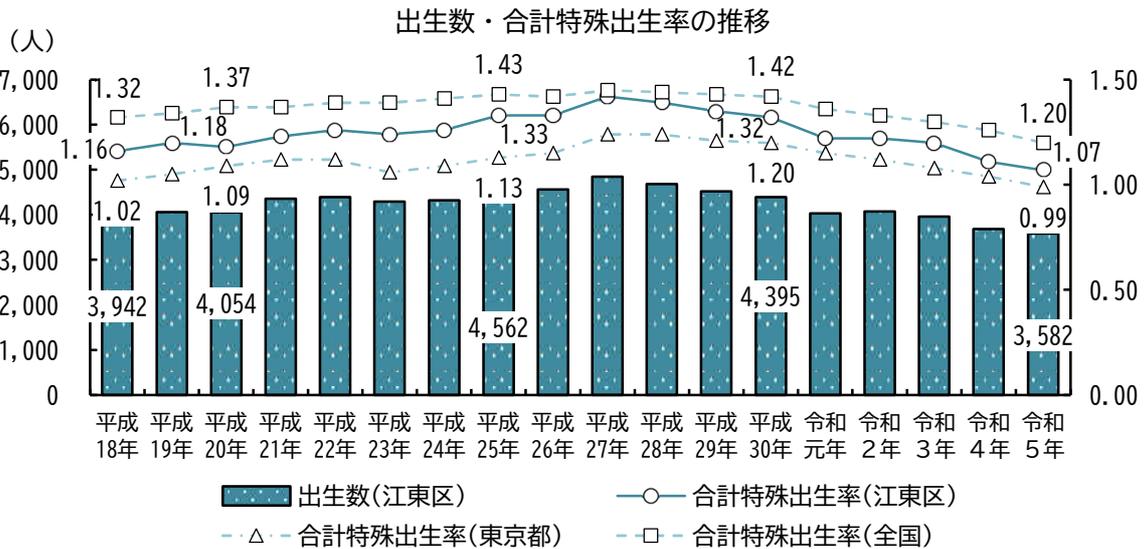
※平成24年までは外国人登録者を含まない。平成25年以降は外国人住民を含む。  
資料：住民基本台帳人口調査集計表(各年1月1日現在)

令和7（2025）年の人口ピラミッドをみると、団塊ジュニア世代が含まれる50～54歳が男女ともに最も多くなっています。



資料：住民基本台帳人口調査集計表（令和7（2025）年1月1日現在）

区の近年の出生数は減少傾向で推移しており、合計特殊出生率は東京都の水準よりは高く、令和5（2023）年は1.07となっています。

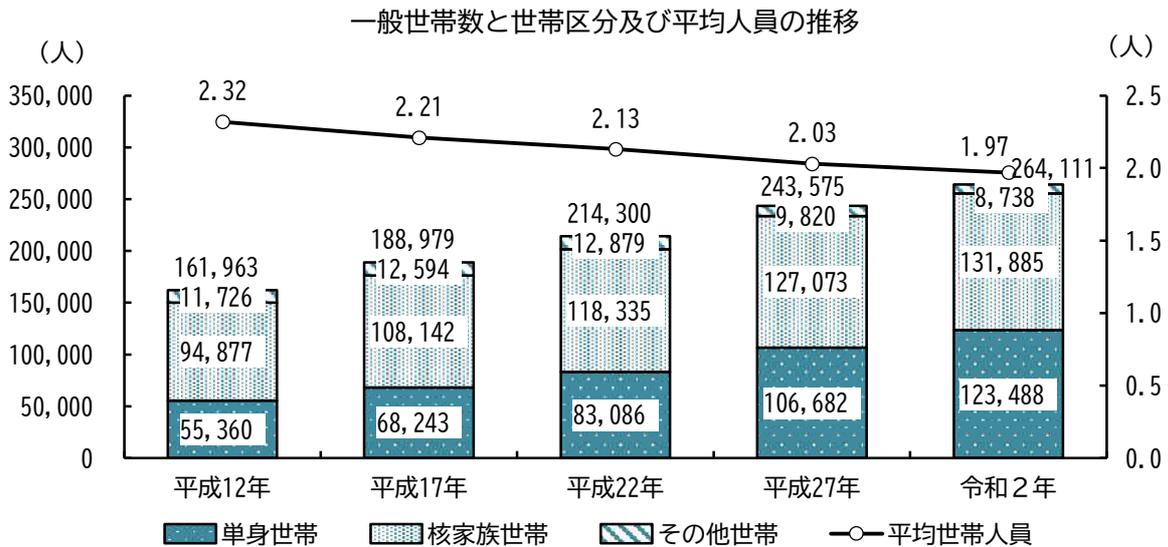


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」、厚生労働省「出生に関する統計」「住民基本台帳人口調査集計表」、「保健衛生事業概要」

## (2) 世帯数の状況

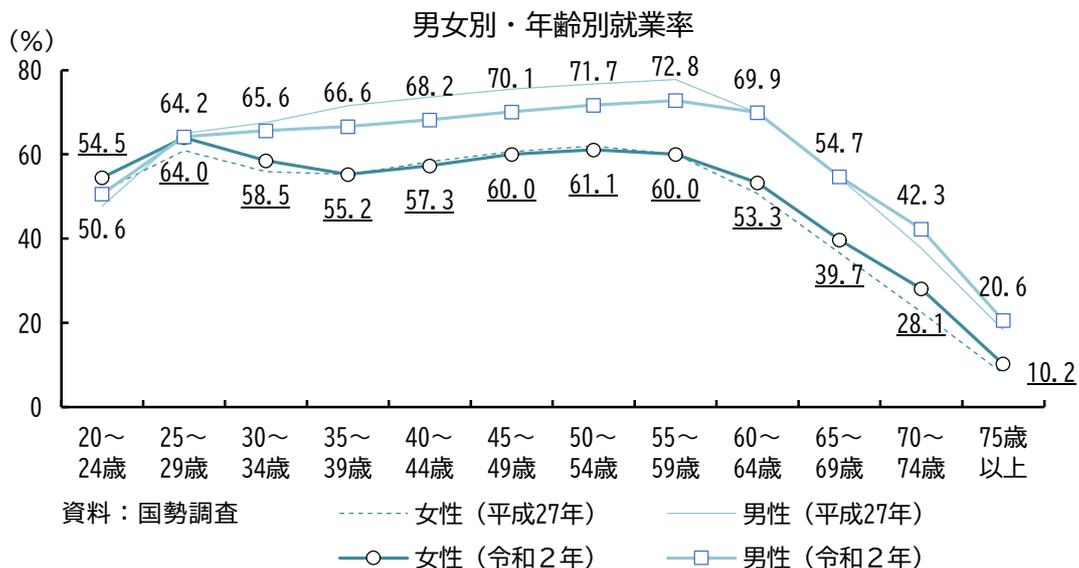
世帯数の推移では、一般世帯数は急激な増加を続けており、平成12（2000）年から令和2（2020）年の20年間で102,148世帯増加しています。しかし、1世帯あたり平均人員は減少を続けており、令和2（2020）年には1.97人となっています。

世帯区分では、特に単身世帯が急激に増加しており、令和2（2020）年には平成12（2000）年の約2.23倍となっています。

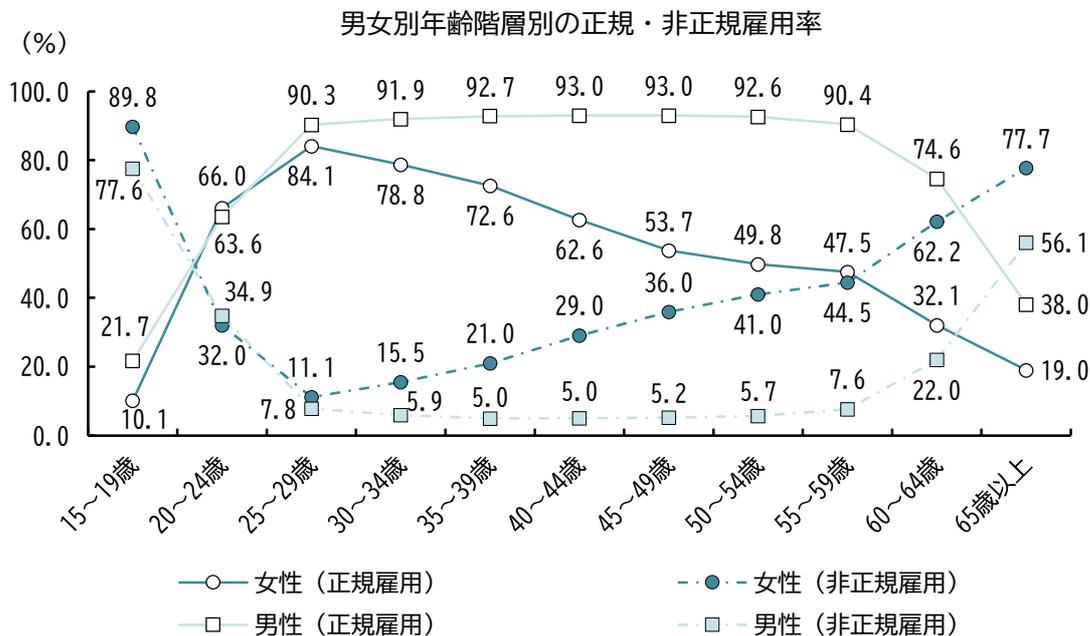


## (3) 就労の状況

令和2（2025）年調査では、20歳代から30代前半の女性の就業率が平成27（2015）年の調査結果と比べて平均3.0%高くなっています。その後は出産・育児期に重なる30代以降で低下します。一方、男性は全年齢で女性を上回り、特に中高年層で差が大きくなっています。



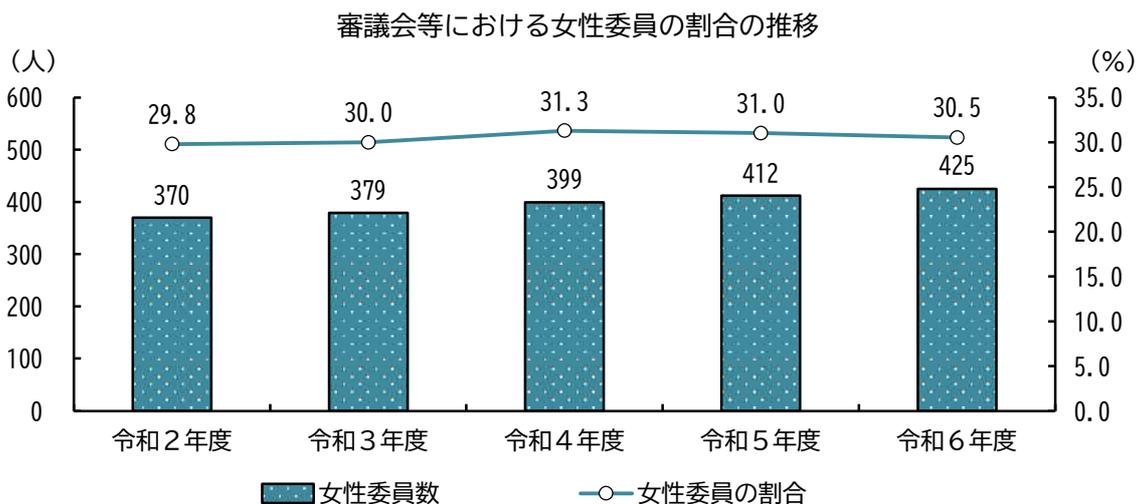
男女別年齢階層別の正規・非正規雇用率をみると、女性の正規雇用率は25～29歳の84.1%をピークに低下し、L字カーブが見られる一方で、非正規雇用率が上昇しています。



資料：国勢調査

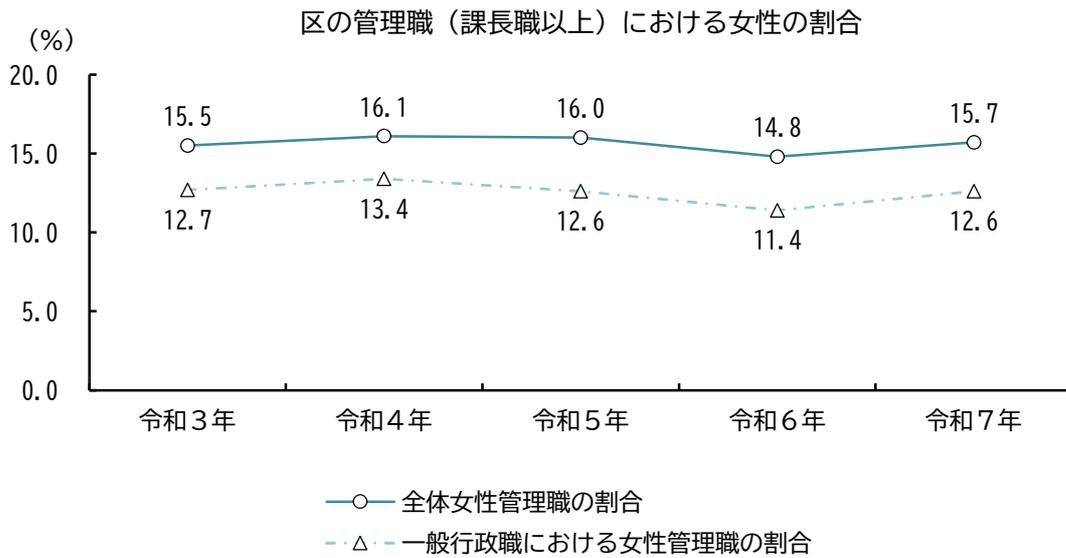
#### （４）政策等への女性の参画状況

江東区の審議会等における女性委員の割合は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の間、3割程度を推移しています。



資料：男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和2年度の女性委員数、令和6年度の女性委員数と割合は江東区データブック2025）

区の管理職（課長職以上）における女性の割合は、ほぼ横ばいとなっております。

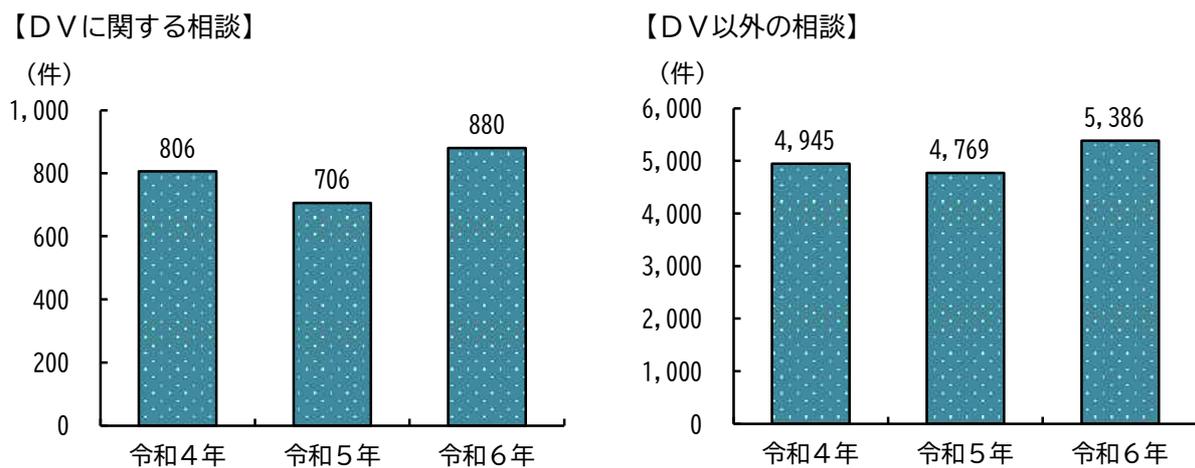


## (5) 女性相談支援員、女性のなやみとDVホットラインにおける相談状況

女性相談支援員、「女性のなやみとDVホットライン」における相談件数をみると、DVに関する相談は過去3年間で令和6年度が最も多く、880件となっています。

また、DV以外の相談についても令和6年度が最も多く、5,386件となっており、多様な困難を抱える女性が少なくない状況がうかがえます。

女性相談支援員、女性のなやみとDVホットラインにおける相談件数



## (1) 調査概要

男女共同参画KOTOプラン2026の策定に向け、今後の男女共同参画推進施策のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

## (2) 調査の方法及び回収状況

### ◇ 区民調査

調査対象	令和6年9月1日時点で区内に在住する満18歳以上の男女個人3,500人を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送・WEB併用回収 調査期間内に礼状兼督促はがき1回送付
調査期間	令和6年9月27日(金)～10月10日(木)
回収件数(回収率)	888件(25.4%)うち、WEB回収412件

### ◇ 企業・事業所調査

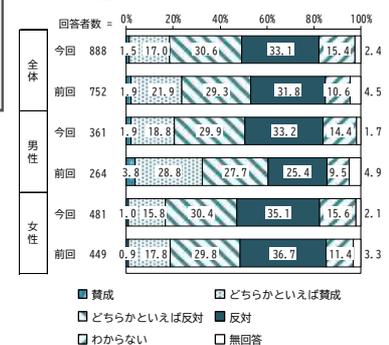
調査対象	従業員数20人以上の区内企業・事業所から、産業分類、従業員規模別に1,500社を無作為抽出(ただし、回答時点で従業員数が19人以下になっている場合があります)
調査方法	郵送配布、郵送・WEB併用回収 調査期間内に礼状兼督促はがき1回送付
調査期間	令和6年9月27日(金)～10月10日(木)
回収件数(回収率)	259件(17.3%)うち、WEB回収168件

※本計画書に掲載のグラフは、意識実態調査からの抜粋、または加工しているため、報告書と一部異なります。

それぞれのグラフは本編「第2章 計画の内容」の【現状】からの引用です。  
また、グラフタイトルの下部は、関連する本計画の体系を示しています。

性別役割分業観に対する考え方【性別】

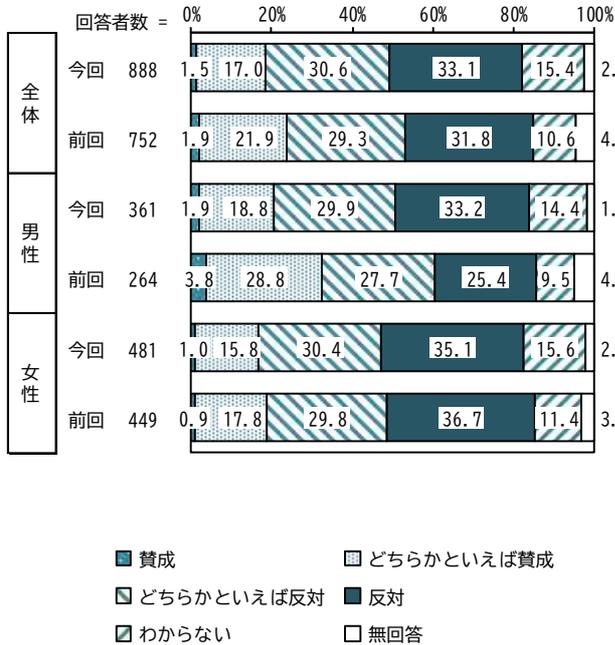
● 《目標1-施策の方向1》



### (3) 調査結果

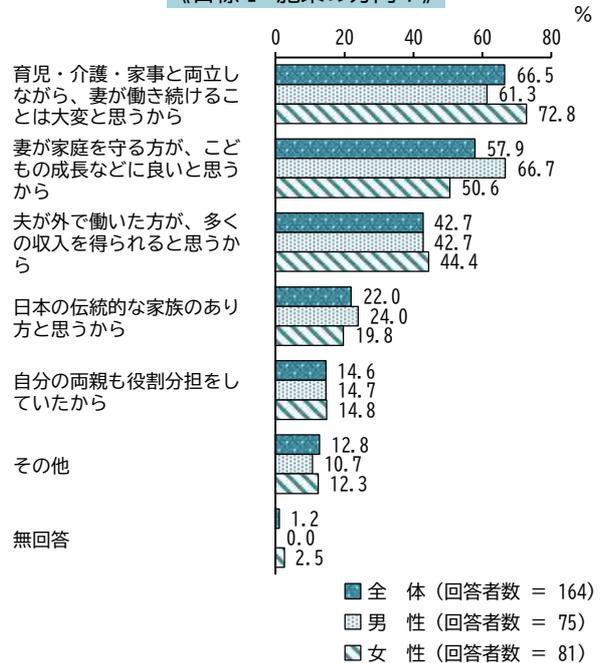
性別役割分業観に対する考え方【性別】

《目標 I - 施策の方向 1》



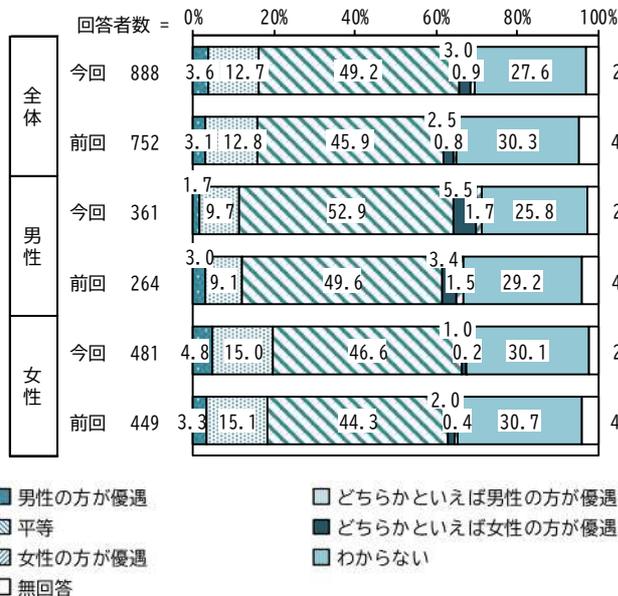
性別役割分業観に賛成と思う理由【性別】

《目標 I - 施策の方向 1》



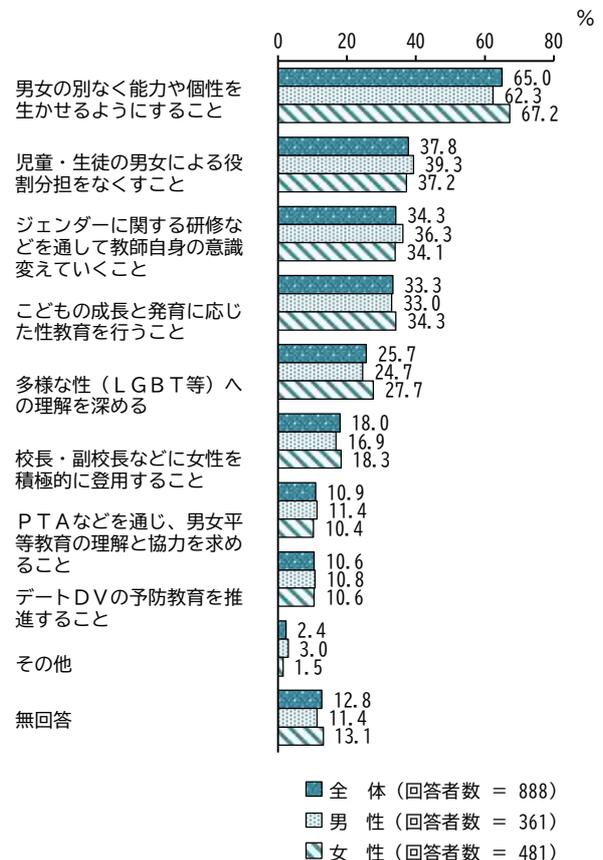
学校教育における男女の地位の平等感【性別】

《目標 I - 施策の方向 2》



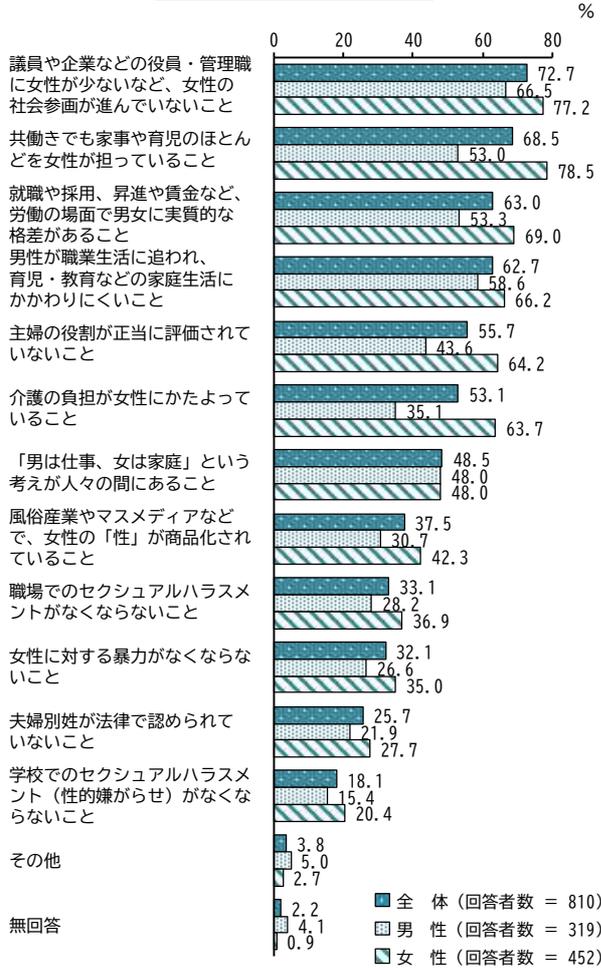
男女平等教育において重要なこと【性別】

《目標 I - 施策の方向 2》



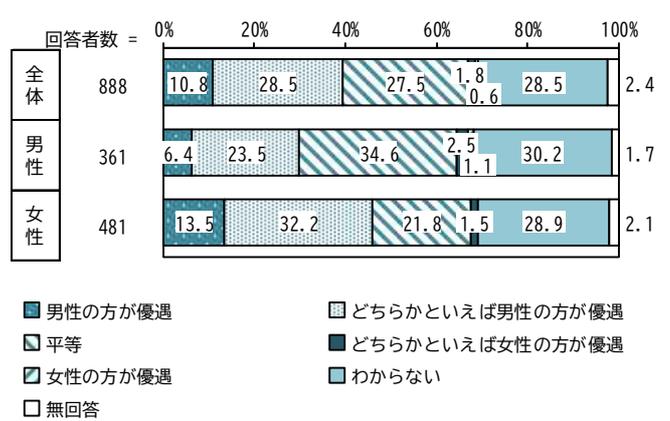
### 不平等を感じること【性別】

《目標Ⅱ-施策の方向4》



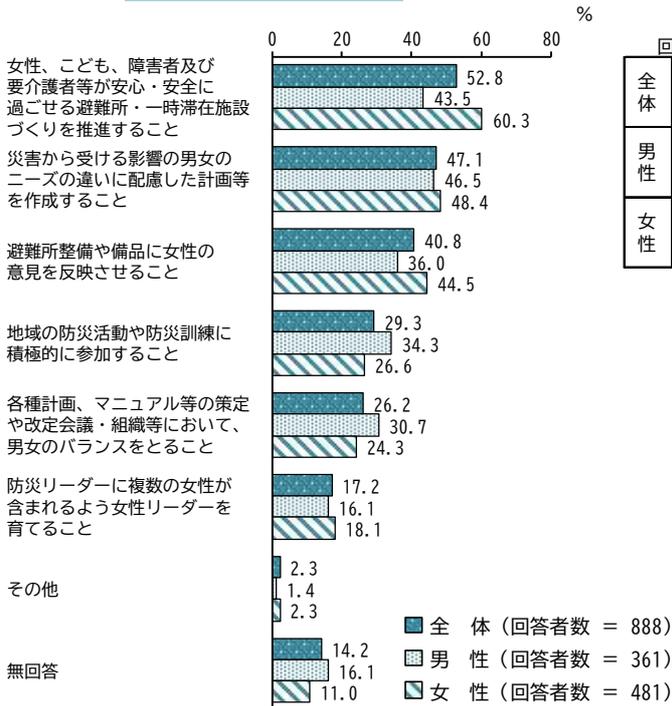
### 地域活動における男女の地位の平等感【性別】

《目標Ⅱ-施策の方向4》



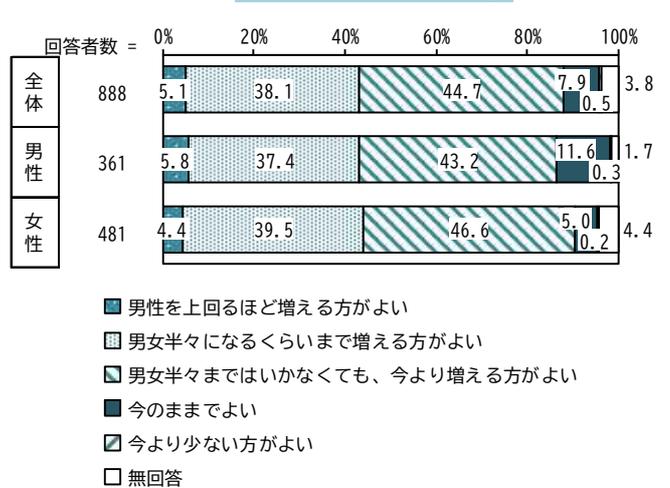
### 災害に備えるために必要なこと【性別】

《目標Ⅱ-施策の方向4》



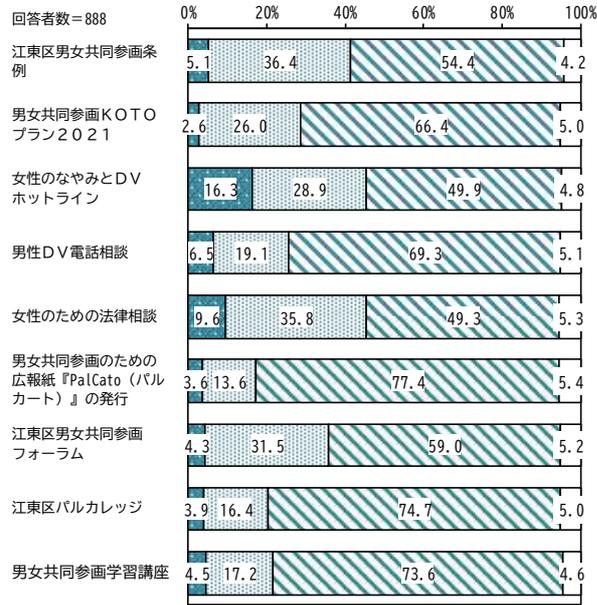
### 政策決定の場への女性の参画に対する考え方【性別】

《目標Ⅱ-施策の方向5》



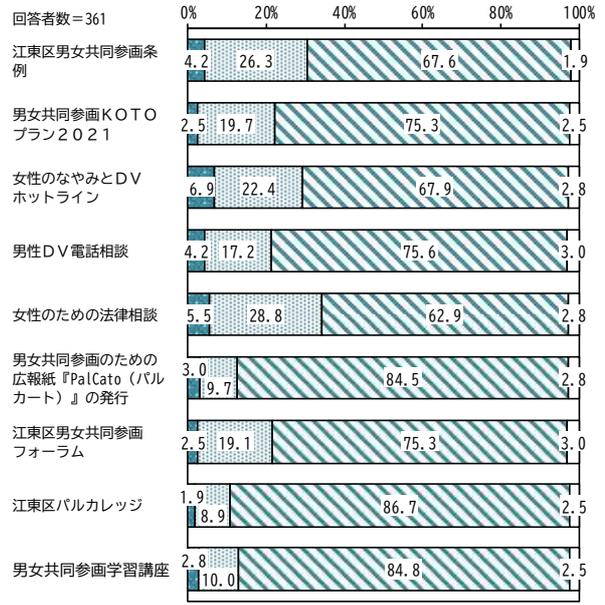
男女共同参画推進に関する区の施策の認知度【全体】

《目標Ⅱ-施策の方向6》



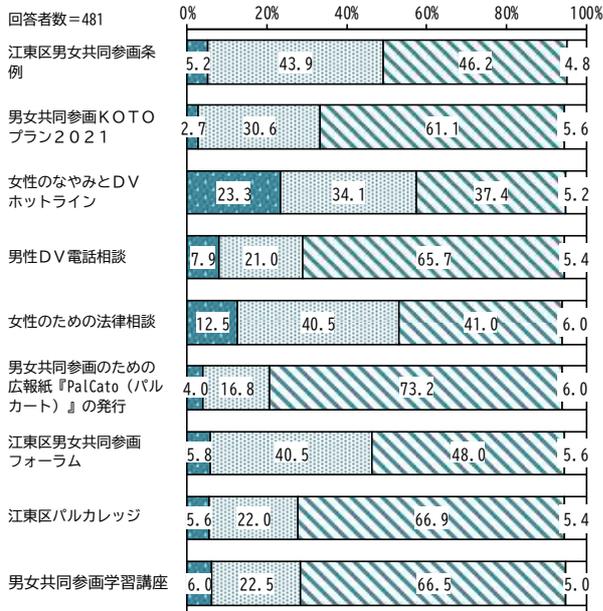
- 言葉も内容も知っている
- ▨ 言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない
- ▩ 言葉を聞いたことがない
- 無回答

【男性】



- 言葉も内容も知っている
- ▨ 言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない
- ▩ 言葉を聞いたことがない
- 無回答

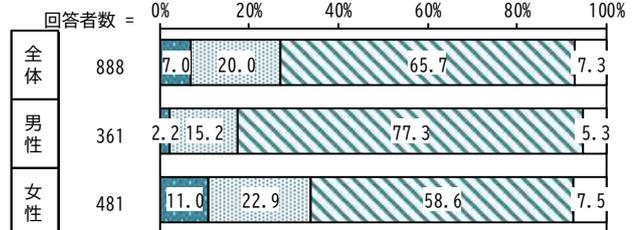
【女性】



- 言葉も内容も知っている
- ▨ 言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない
- ▩ 言葉を聞いたことがない
- 無回答

パルシティ江東の認知と利用【性別】

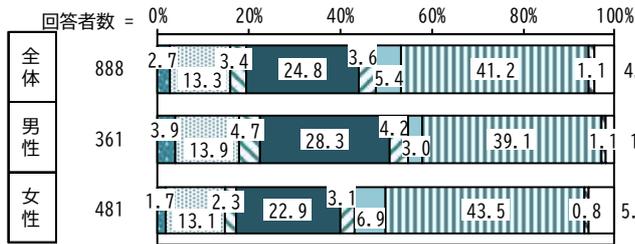
《目標Ⅱ-施策の方向6》



- 利用したことがある
- ▨ 知っているが、利用したことはない
- ▩ 施設があることを知らない
- 無回答

### 職業生活・家庭生活の時間の優先度（希望）【性別】

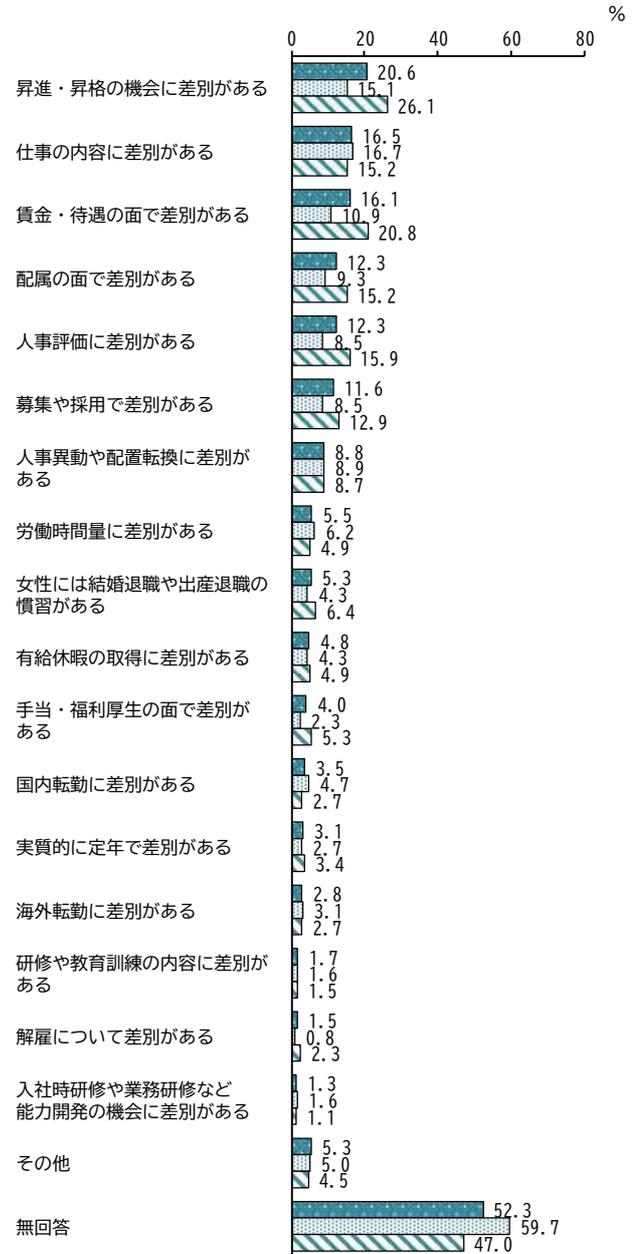
《目標Ⅲ-施策の方向7》



- 「仕事」を優先したい
- ▨ 「家庭生活」を優先したい
- ▨ 「仕事や家庭生活以外」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- ▨ 「仕事」と「仕事や家庭生活以外」をともに優先したい
- ▨ 「家庭生活」と「仕事や家庭生活以外」をともに優先したい
- ▨ 「仕事」と「家庭生活」と「仕事や家庭生活以外」のすべてのバランスをとりたい
- ▨ その他
- 無回答

### 職場における男女差別【性別】

《目標Ⅲ-施策の方向7》

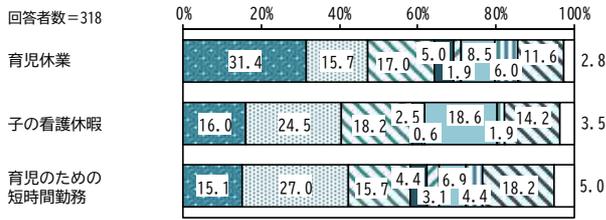


- 全体 (回答者数 = 545)
- ▨ 男性 (回答者数 = 258)
- ▨ 女性 (回答者数 = 264)

## 育児休業の利用経験【全体】

### 《目標Ⅲ-施策の方向8》

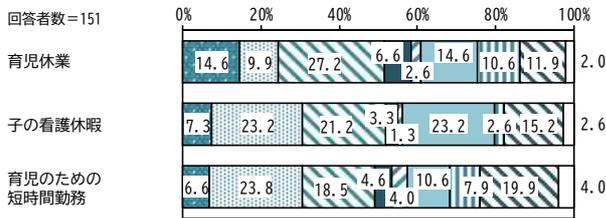
回答者数=318



- 取得したことがある
- 在職中に必要がなかった
- 職場に制度がなかった
- 周囲の事情により取得できなかった
- 経済的支援がなかった
- 有給休暇で対応した
- 配偶者等が取得により制度を利用しなかった
- その他
- 無回答

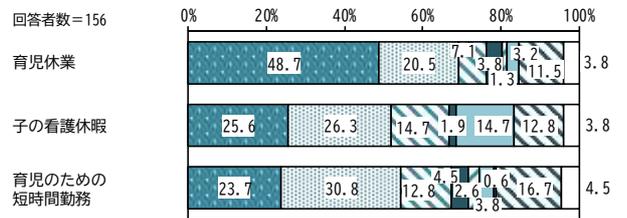
### 【男性】

回答者数=151



### 【女性】

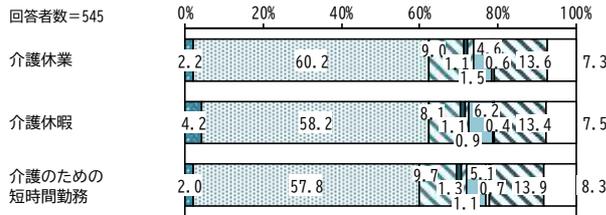
回答者数=156



## 介護休業の利用経験【全体】

### 《目標Ⅲ-施策の方向8》

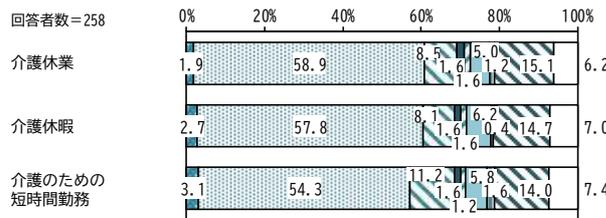
回答者数=545



- 取得したことがある
- 在職中に必要がなかった
- 職場に制度がなかった
- 周囲の事情により取得できなかった
- 経済的支援がなかった
- 有給休暇で対応した
- 配偶者等が取得により制度を利用しなかった
- その他
- 無回答

### 【男性】

回答者数=258

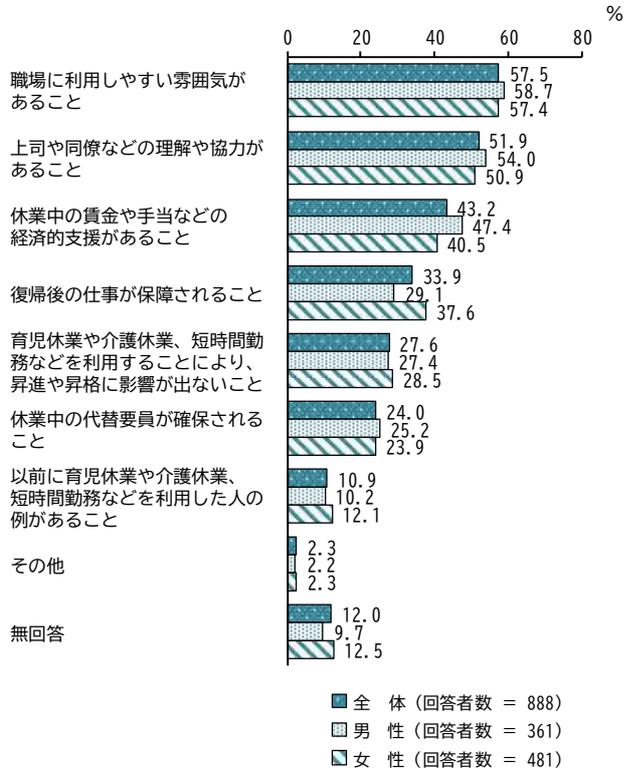


### 【女性】

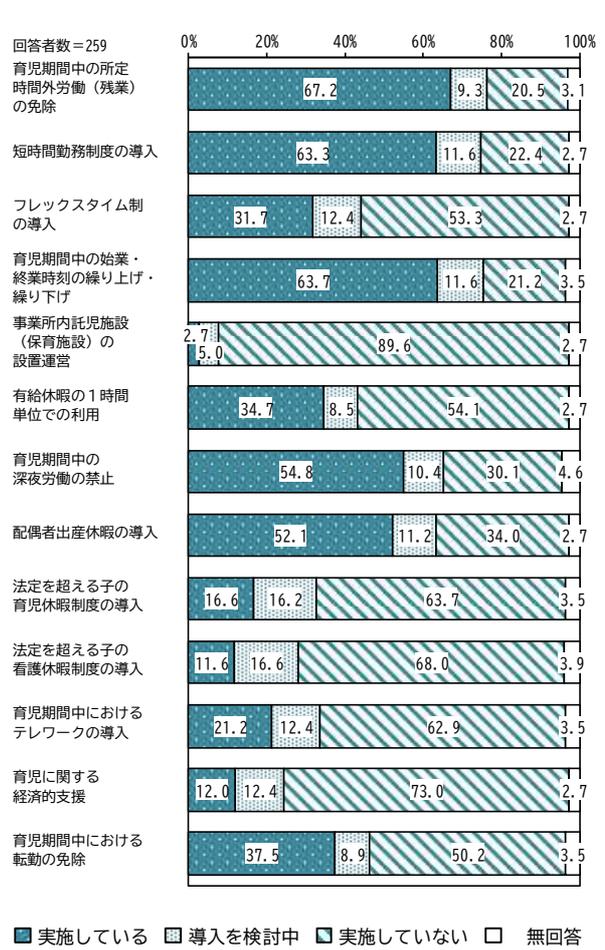
回答者数=264



育児休業・介護休業等を  
取りやすくするために必要なこと【性別】  
《目標Ⅲ-施策の方向8》

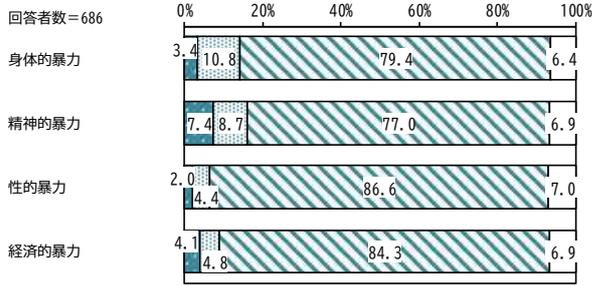


育児への支援【事業所】  
《目標Ⅲ-施策の方向8》



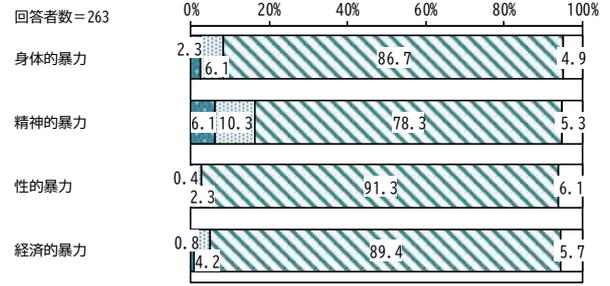
配偶者等からの暴力の被害経験【全体】

《目標Ⅳ-施策の方向10》



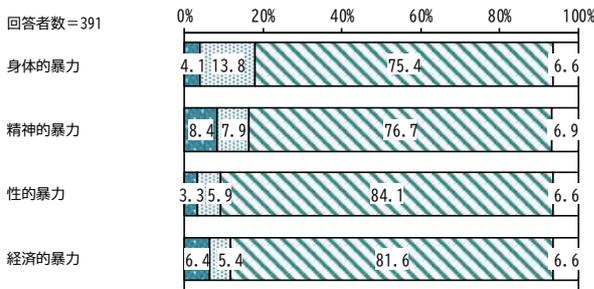
■ 何度もあった ■ 1～2度あった ■ まったくない □ 無回答

【男性】



■ 何度もあった ■ 1～2度あった ■ まったくない □ 無回答

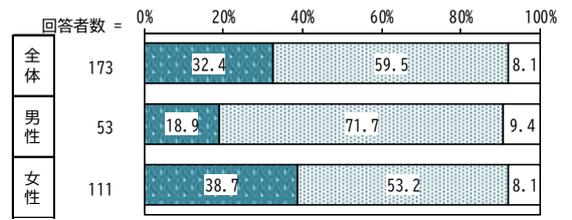
【女性】



■ 何度もあった ■ 1～2度あった ■ まったくない □ 無回答

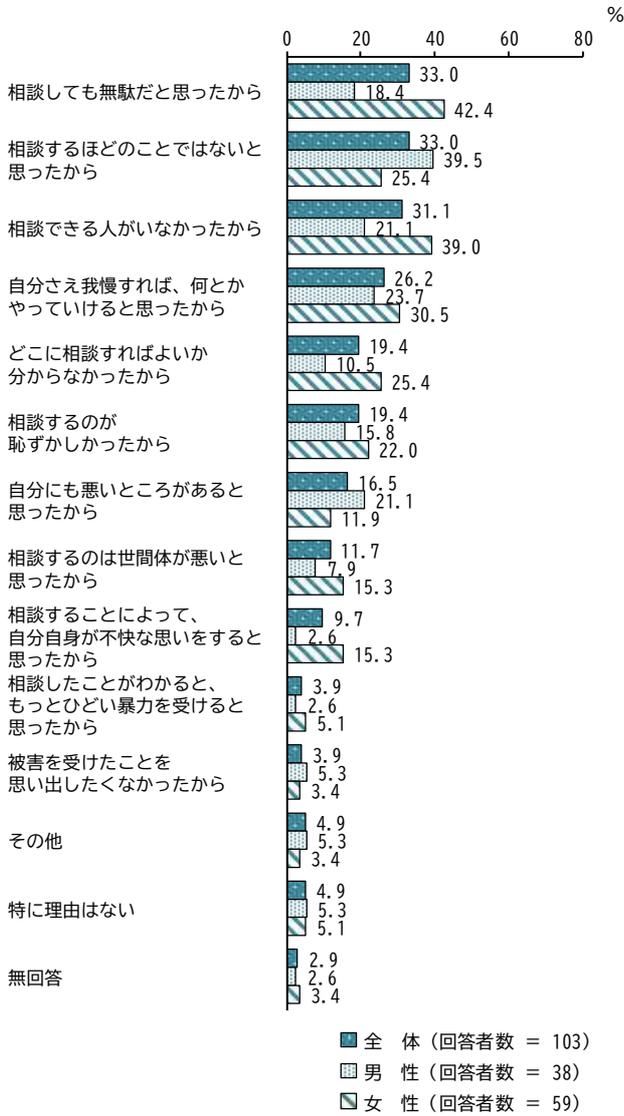
配偶者等から暴力を受けたときの相談の有無【性別】

《目標Ⅳ-施策の方向10》

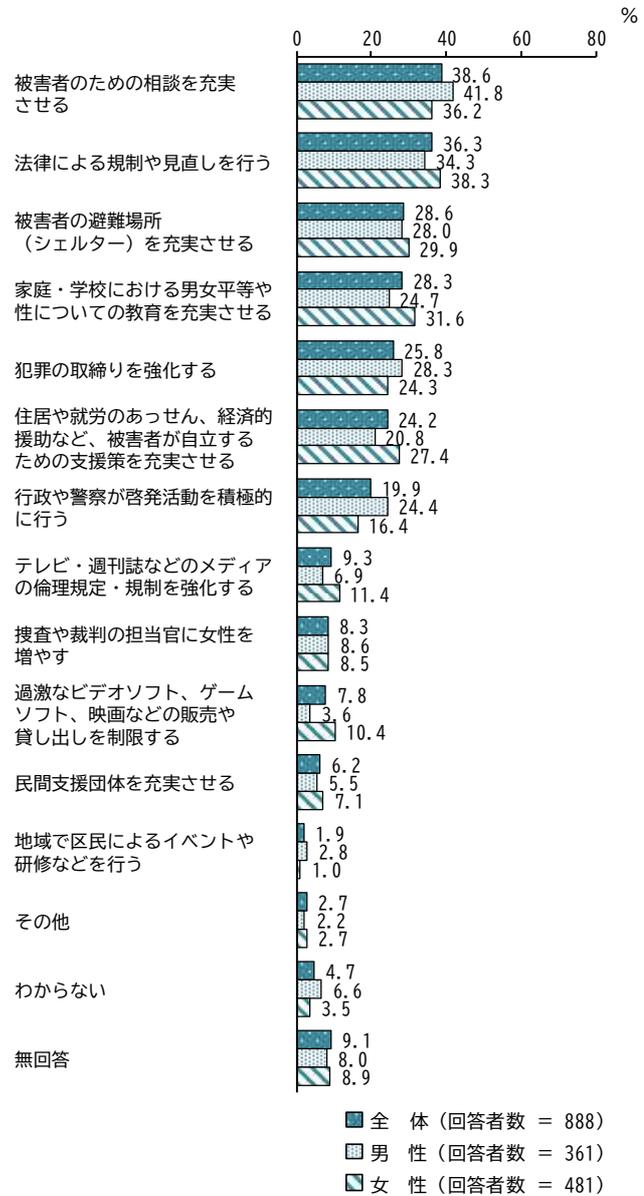


■ 相談した ■ 相談しなかった(できなかった) □ 無回答

配偶者等から暴力を受けたときに  
相談しなかった・できなかった理由【性別】  
《目標IV-施策の方向10》

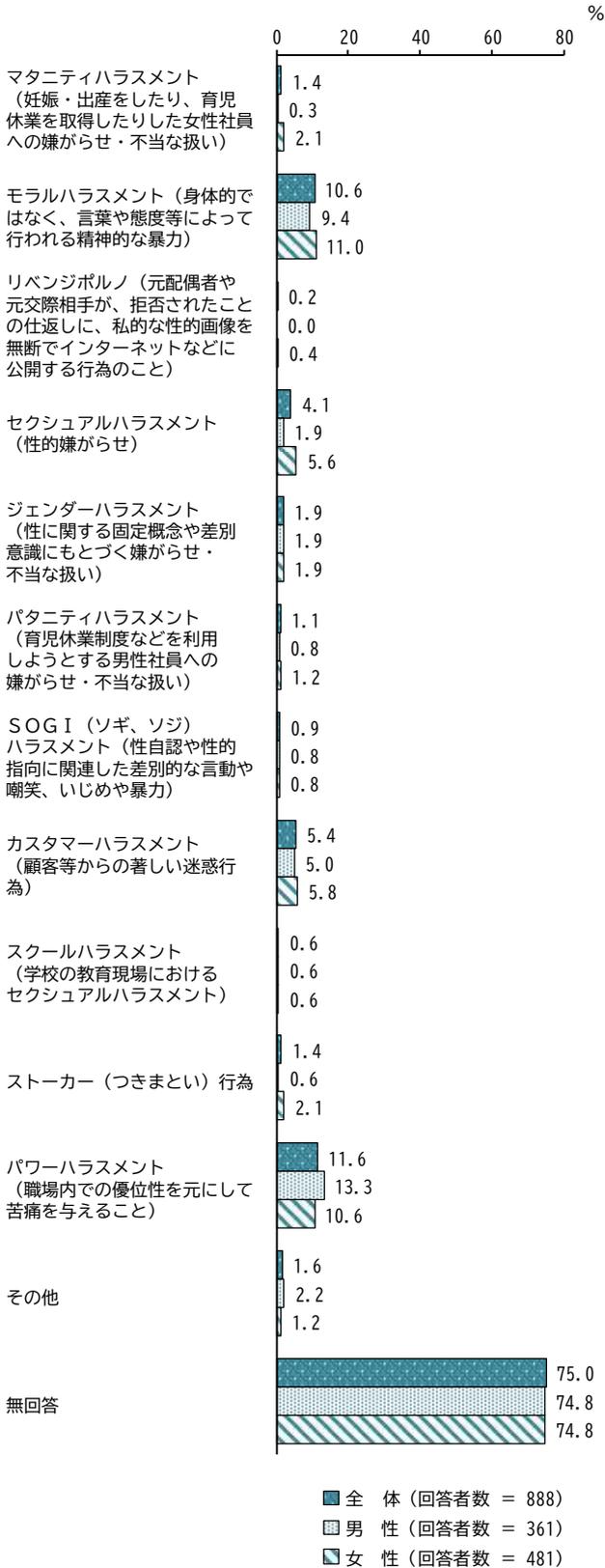


暴力防止や被害者支援のために  
必要な対策【性別】  
《目標IV-施策の方向10》



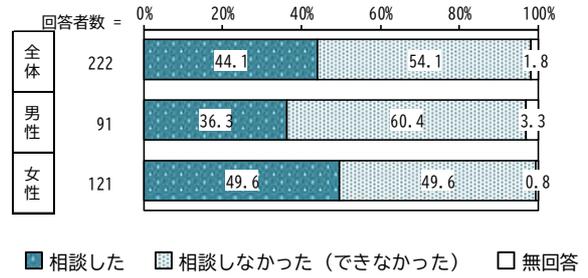
### ハラスメント等を受けた経験【性別】

《目標Ⅳ-施策の方向11》



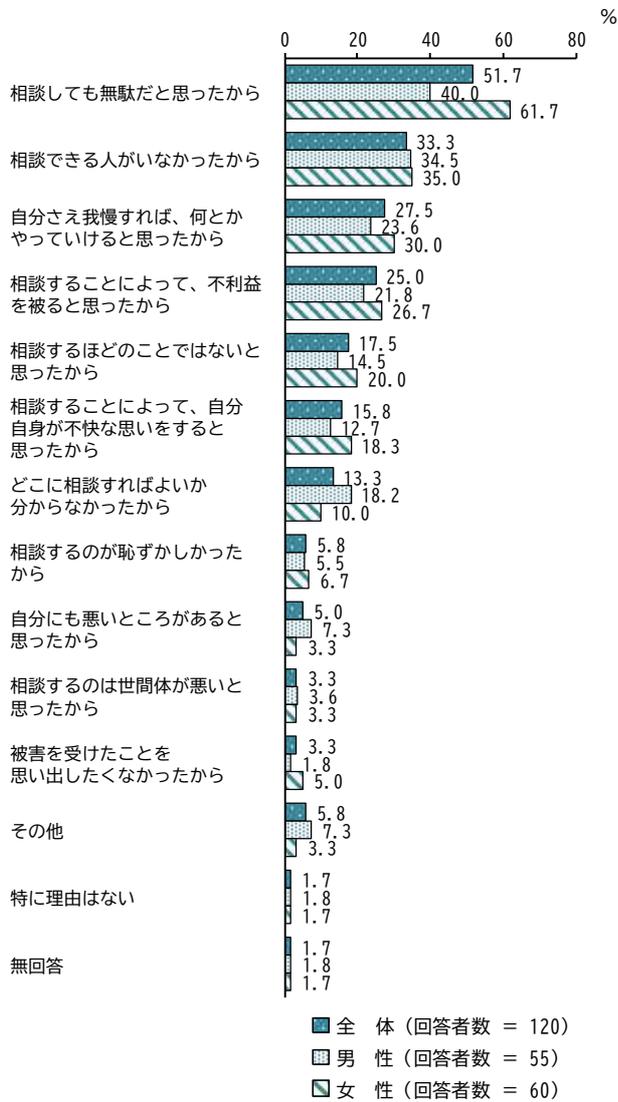
### ハラスメント等を受けたときの相談の有無【性別】

《目標Ⅳ-施策の方向11》



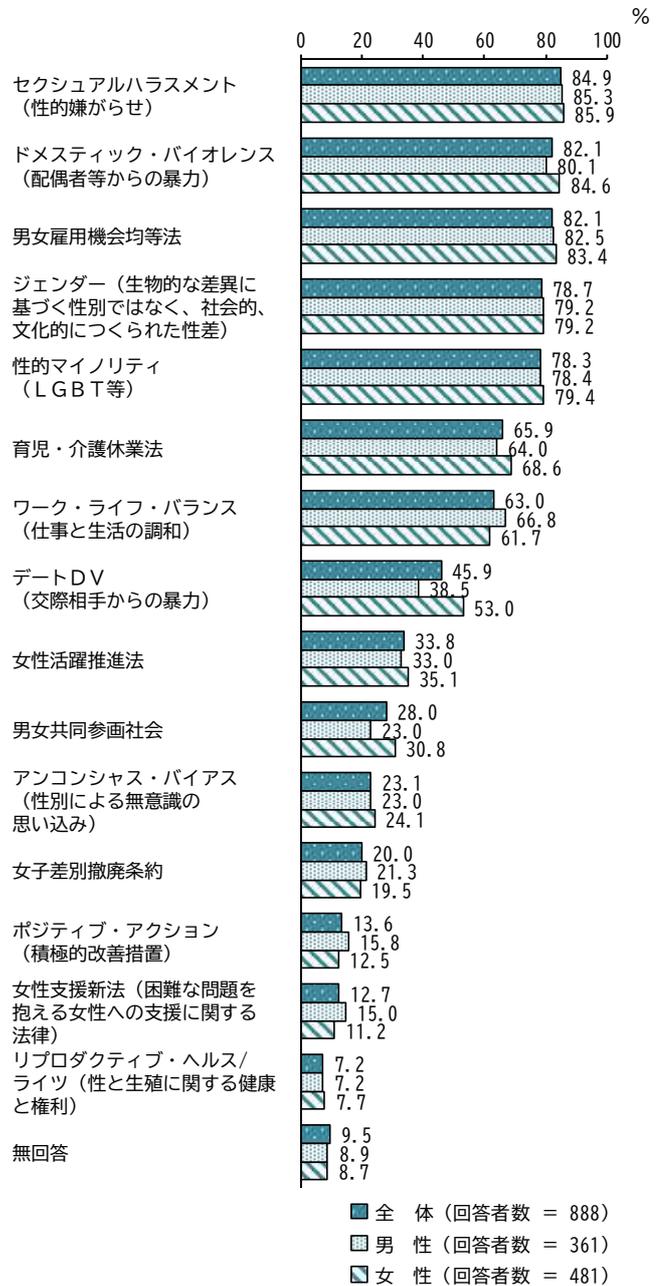
ハラスメント等を受けたときに  
相談しなかった・できなかった理由【性別】

《目標Ⅳ-施策の方向 11》



男女共同参画に関する用語の認知度【性別】

《目標Ⅳ-施策の方向 12》



### 3 評価指標及び目標値

評価指標	当初値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	根拠となる データ
<b>目標 I</b>	<b>男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります</b>			
男女が平等だと思ふ区民の割合	14.4%	14.0%	40%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思ふ区民の割合	45.9%	49.2%	70%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちであると思ふ区民の割合	46.3%	44.8%	80%	区民アンケート
<b>目標 II</b>	<b>様々な活動・分野での男女共同参画を推進します</b>			
地域社会で男女の地位が平等になっていると思ふ区民の割合	29.3%	27.5%	50%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
区の審議会等への女性の参画率	30.0%	30.5%	40%	進捗状況調査
男女共同参画推進センターの認知度	27.7%	27.0%	50%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
区の管理職における女性の割合	15.2%	14.8%	30%以上	所管課調査
<b>目標 III</b>	<b>一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します</b>			
仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することができていると答えた区民の割合	53.4%	49.2%	80%	区民アンケート
家庭生活で男女の地位が平等になっていると思ふ区民の割合	28.9%	30%	50%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
女性が活躍するための取り組みが進んでいると思ふ事業所の割合	52.3%	60.7%	80%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
<b>目標 IV</b>	<b>人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します</b>			
DV相談窓口を知っている区民の割合	28.3%	33.1%	70%	区民アンケート
ハラスメントをこの1年間に受けた経験のない人の割合	68.0%	75%	90%	江東区男女共同参画に関する意識実態調査
支援調整会議参加団体数	—	0団体	5団体	女性の居場所運営費補助金事業対象団体数

## (1) 会議体における検討状況

開催日		内容
令和7年 5月	5月12日 第1回江東区男女共同参画 推進行政会議	(1) 江東区男女共同参画に関する意識実態調査 報告について (2) (仮称) 男女共同参画KOTOプラン 2026 の策定について
	5月26日 第6回江東区男女共同参画 審議会	(1) 江東区男女共同参画に関する意識実態調査 報告について (2) (仮称) 男女共同参画KOTOプラン 2026 の策定について
7月	7月22日 第7回江東区男女共同参画 審議会	(1) 国・東京都の男女共同参画に関する最近の 動向について (2) (仮称) 男女共同参画KOTOプラン 2026 の名称について (3) (仮称) 男女共同参画KOTOプラン 2026 の施策体系について (4) (仮称) 男女共同参画KOTOプラン 2026 へ掲載する事業について
9月	9月8日 第8回江東区男女共同参画 審議会	(1) 男女共同参画に関する動向について (2) 男女共同参画KOTOプラン 2026 骨子案に ついて
10月	10月10日 第2回江東区男女共同参画 推進行政会議	(1) 男女共同参画KOTOプラン 2026 (素案) について (2) パブリックコメントの実施について
	10月20日 第9回江東区男女共同参画 審議会	(1) 男女共同参画KOTOプラン 2026 (素案) について (2) パブリックコメントの実施について
令和8年 1月	1月22日 第3回江東区男女共同参画 推進行政会議	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 男女共同参画KOTOプラン 2026 (素案) の修正について
	1月26日 第10回江東区男女共同参 画審議会	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 男女共同参画KOTOプラン 2026 (素案) の修正について
2月	2月4日 第11回江東区男女共同参 画審議会	(1) 男女共同参画KOTOプラン 2026 (答申)
3月	3月25日 第4回江東区男女共同参画 推進行政会議	(1) 男女共同参画KOTOプラン 2026 の策定に ついて

## (2) 計画素案に関するパブリックコメントの実施結果

### 1 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月30日（火）

### 2 周知方法

- (1) こうとう区報12月1日号に計画（素案）の概要掲載
- (2) 区ホームページに計画（素案）全文を掲載
- (3) こうとう情報ステーション（区役所2階）、生活応援課（区役所5階）、男女共同参画推進センター2階（情報資料室）に閲覧用冊子を配架
- (4) 人権啓発パネル展（12月4日～16日、江東区文化センター）にてポスター掲示、チラシ配架
- (5) 期間中に開催した男女共同参画学習講座にて周知

### 3 提出方法

区ホームページ、窓口、F a x、郵送

### 4 提出人数・件数

11人、46件

### 5 意見の種類別件数

目標	件数
I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります	11
II 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します	16
III 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援します	4
IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化します	5
全体に関するもの	8
その他	2
合 計	46

## 5 江東区男女共同参画審議会

### (1) 江東区男女共同参画審議会運営要領

平成16年7月16日

16江総人第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例（平成16年3月江東区条例第1号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、江東区男女共同参画審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の15名以内の委員は次の範囲で構成する。

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 地域及び関係団体の構成員 10名以内
- (3) 一般公募 5名以内

2 委員の任期は、委嘱の日より2年以内の最終の3月31日までとする。ただし、新しく委員が委嘱任命されるまで在任する。

3 委員は再任されることを妨げない。ただし、学識経験者を除き、その回数は3期までとする。

4 一般公募委員は、委嘱の年の4月1日現在、年齢18歳以上の区内に居住する者とする。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第4条 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和7年7月1日から施行する。

## (2) 江東区男女共同参画審議会委員名簿

役 職	氏 名	選 出 区 分
会 長	江上千恵子	学識経験者
副会長	櫻木 晃裕	学識経験者
副会長	古谷 英恵	学識経験者
委 員	岩上 浩之	地域及び関係団体 (東京中小企業家同友会江東支部)
委 員	磐田 朋子	地域及び関係団体 (芝浦工業大学)
委 員	北島 千絵	地域及び関係団体 (江東区少年団体連絡協議会)
委 員	木寺 昌彦	地域及び関係団体 (東京都労働相談情報センター亀戸事務所)
委 員	千葉 瑛介	地域及び関係団体 (男女共同参画フォーラム実行委員)
委 員	山中 聡	地域及び関係団体 (江東区立中学校PTA連合会)
委 員	持川 雅憲	地域及び関係団体 (江東区立小学校PTA連合会)
委 員	山岸 悦子	地域及び関係団体 (江東区立幼稚園PTA連合会)
委 員	猪瀬 理恵	一般公募
委 員	長田 智之	一般公募
委 員	金子 寿子	一般公募
委 員	松山 亜紀	一般公募

## (1) 江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例

平成16年3月17日  
条例第1号

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第12条）
- 第3章 苦情及び相談の申出（第13条・第14条）
- 第4章 男女共同参画審議会（第15条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

#### 附則

かつて災禍の元凶であった「水」を「水彩都市・江東」の魅力に塗り替え、「ごみ問題」克服のために先進的に取り組んできた江東区は、少子高齢化の急速な進展や集合住宅建設の急増等に伴う地域社会の変化に直面している。これらの変化に対応し、さらに住みよい江東区を創っていくためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動においてすべての人が平等に支えあっていく必要がある。

江東区は、日本国憲法のうたう人権と平和の尊重を区の基本理念とし、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んできた。しかし、性別による固定的な役割分担意識など、いまだ根深く、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が求められている。さらに、すべての人が性別等にとらわれず、様々な違いを尊重し、自分らしく生きることができる社会の形成が求められている。

すべての区民が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合い、安心して暮らせる江東区を実現するため、この条例を制定する。

（令7条例2・一部改正）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関し基本理念を定め、江東区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を実現することを目的とする。

（令7条例2・一部改正）

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会 すべての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、及び社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もってすべての人が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 性別等 公的に管理及び登録された性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）、性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）並びに性表現（外面に表れる性についての自己表現をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 積極的改善措置 すべての人が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。
- (5) 事業者 公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず、区内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) パートナーシップ 性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
- (7) ファミリーシップ パートナーシップにある2人と規則で定める親族（以下「親族」という。）との家族としての関係をいう。

（令7条例2・一部改正）

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) すべての人が、価値観、生き方及び性別等にかかわらず個人として尊重され、直接的であるか間接的であるかを問わず価値観、生き方及び性別等を理由とする差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、すべての人の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) すべての人が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程において、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活及び職業生活等を両立すること。
- (5) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成が、国際社会における取組に密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。

（令7条例2・一部改正）

#### （差別的取扱い等の禁止）

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別等を理由とする差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、配偶者等への身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力又は児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。
- 3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。
- 4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等を理由とする人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。
- 5 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 6 何人も、正当な理由がない限り、他人の性表現を妨げてはならない。

（令7条例2・一部改正）

#### （区の責務）

- 第5条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 区は、区民、事業者、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に取り組まなければならない。
- 3 区は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を実施するため、必要な体制の整備、区の職員に対する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する意識の啓発及び財政上の措置を講じなければならない。

(令7条例2・一部改正)

(区民の責務)

- 第6条 区民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を主体的に推進するよう努めなければならない。

- 2 区民は、区が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令7条例2・一部改正)

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に基づき、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令7条例2・一部改正)

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第8条 区長は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

- 2 区長は、行動計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第15条に規定する江東区男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 区長は、行動計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

- 5 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年作成し、これを公表しなければならない。

(令7条例2・一部改正)

(基本的施策)

- 第9条 区は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を積極的に推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 区の附属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図ること。

- (2) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における必要な措置を講じること。

- (3) 事業者に対し、雇用の分野における必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況等について報告を求め、男女共同参画及び多様性を尊重する適切な措置を講じるよう協力を求めること。

- (4) 家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように必要な支援を行うこと。

- (5) すべての人が性及び健康について、互いの人権を尊重し理解を深めるとともに、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあるように学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

- (6) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

(令7条例2・一部改正)

(江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

- 第9条の2 区は、婚姻関係にないパートナーシップにある2人及びファミリーシップにある親族が家族として安心して暮らしやすい環境づくりにつなげるため、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。

- 2 前項の江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップにある2人がパートナーシップ又はファミリーシップにあることを区に宣誓し、当該宣誓に係る届出を受領したことを区長が証明する制度をいう。

- 3 前2項に定めるもののほか、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、規則で定める。

(令7条例2・追加)

(調査研究)

- 第10条 区は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(令7条例2・一部改正)

(普及啓発)

- 第11条 区は、基本理念に対する区民及び事業者の理解を深めるため、積極的な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

(拠点施設)

- 第12条 区は、区民及び事業者の男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の推進に関する取組を総合的に支援する拠点施設を設けるものとする。

(令7条例2・一部改正)

## 第3章 苦情及び相談の申出

(苦情の申出)

- 第13条 区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。

- 2 区長は、前項の規定による苦情の申出に適切に対応するために第三者の機関を設置するものとする。

- 3 前項の第三者の機関は、第1項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、第15条の江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(令7条例2・一部改正)

(相談の申出)

- 第14条 区民及び事業者は、性別等を理由とする差別的な取扱いその他の男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成を阻害する要因による人権侵害に対する相談がある場合は、区長に申し出ることができる。

- 2 区長は、前項の規定による申出に適切に対応するための相談窓口を設置し、相談内容に応じて必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(令7条例2・一部改正)

## 第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、江東区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（令7条例2・一部改正）

（所掌事項）

第16条 審議会は、区長の諮問に応じ、行動計画の策定、変更その他男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の推進に係る重要な事項を調査及び審議し、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成の基本的施策の実施状況について調査及び審議し、区長に意見を述べる  
ことができる。

3 審議会は、第13条第2項の第三者の機関の求めに応じ、意見を述べる  
ことができる。

（令7条例2・一部改正）

（組織）

第17条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内の者をもって組織する。ただし、男女いずれかの一方の委員の数は、10分の6  
を超えないものとする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（令7条例2・一部改正）

（会長）

第18条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第19条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、別に定める場合にあっては、非公開とすることができる。

（関係機関等への協力要請）

第20条 審議会は、必要に応じて関係機関、事業者その他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求  
めることができる。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（江東区男女共同参画推進センター条例の一部改正）

2 江東区男女共同参画推進センター条例（平成2年12月江東区条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## (2) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日第78号  
改正：平成11年7月16日法律第102号  
同11年12月22日同第160号  
令和7年6月27日同第80号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

※本引用では附則部分を省略

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

##### （法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

# (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
改正：平成26年4月23日法律第28号  
令和5年5月19日法律第30号

## 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

※本引用では附則部分を省略

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(女性相談支援員による相談等)
- 第四条** 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。  
(女性自立支援施設における保護)
- 第五条** 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。  
(協議会)
- 第五条の二** 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
  - 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
  - 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
  - 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。  
(秘密保持義務)
- 第五条の三** 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(協議会の定める事項)
- 第五条の四** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第三章 被害者の保護**  
(配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。  
(警察官による被害の防止)
- 第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(警察本部長等の援助)
- 第八条の二** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。  
(福祉事務所による自立支援)
- 第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(被害者の保護のための関係機関の連携協力)
- 第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。  
(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の

付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするもの

とされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたときは抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
  - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
  - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
  - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
  - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)

は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。） 、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

# (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
  - 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
  - 第三章 事業主行動計画等
    - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
    - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
    - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
    - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
  - 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
  - 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
  - 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- ※本引用では附則部分を省略

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
  - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### （都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
  - 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
  - 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
  - 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
  - 第五章 罰則（第二十三条）
- ※本引用では附則部分を省略

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和三十九年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

#### （女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
  - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
    - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
  - 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
  - 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
  - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
  - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
  - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。  
(女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。  
(女性相談支援員)
- 11 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
  - 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
  - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。  
(女性自立支援施設)
- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
  - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。  
(民間の団体との協働による支援)
- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。  
(民生委員等の協力)
- 第十四条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。  
(支援調整会議)
- 第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
  - 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
  - 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
  - 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
    - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
    - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者  
6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。  
(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。  
(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。  
(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。  
(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。  
(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

#### 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



